

^み ^{はま} 美浜地域の緊急時対応 (全体版)

令和3年1月5日

^{ふくい} 福井エリア地域原子力防災協議会

1. はじめに P.2
2. ^{み はま}美浜地域の概要 P.4
3. 緊急事態における対応体制 P.9
4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応 P.24
5. PAZ内の全面緊急事態における対応 P.43
6. UPZ内における対応 P.54
7. 冷却告示の対象である1・2号機に係る対応 P.101
8. 放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制 P.105
9. 緊急時「エリクダ」の実施体制 P.124
10. 原子力災害時の医療等の実施体制 P.135
11. 国の実動組織の支援体制 P.150

1. はじめに

・この「^{みはま}美浜地域の緊急時対応」は、内閣府が設置した^{ふくい}福井エリア地域原子力防災協議会において、関西電力(株)^{みはま}美浜発電所に起因する原子力災害に関し、地方自治体の地域防災計画・避難計画及び国の緊急時における対応をとりまとめたもの。なお、当該緊急時対応を構成する各地域防災計画・防災業務計画は、災害対策基本法等に基づき、各主体が作成するものである。

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月20日に、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会」を設置することとし、美浜地域においても「福井エリア地域原子力防災協議会」が設置された。

福井エリア地域原子力防災協議会の構成員・オブザーバーは、以下のとおりである。

構 成 員

内閣府政策統括官(原子力防災担当)
原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官
内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付危機管理審議官
内閣府大臣官房審議官(防災担当)
警察庁長官官房審議官
総務省大臣官房総括審議官
消防庁国民保護・防災部長
文部科学省大臣官房審議官(研究開発局担当)
厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官
農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
経済産業省資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁総務部参事官(警備救難部担当)
環境省大臣官房審議官
防衛省大臣官房審議官
福井県副知事
滋賀県副知事
岐阜県副知事

オブザーバー

京都府
関西広域連合
美浜町
敦賀市
若狭町
小浜市
南越前町
越前市
越前町
長浜市
高島市
揖斐川町
関西電力株式会社

- ※ 協議会の運営は、内閣府が行う。
- ※ 協議会に、構成員を補佐するため、分科会を設置。

2. ^み ^{はま} 美浜地域の概要

- 美浜発電所は、関西電力が福井県三方郡美浜町に設置している原子力発電所である。
- 美浜発電所は、昭和45年11月から1号機による営業運転を開始。昭和47年7月に2号機、昭和51年12月に3号機の運転を開始している。なお、1号機、2号機については、平成27年4月をもって廃止となった。

関西電力(株)美浜発電所について

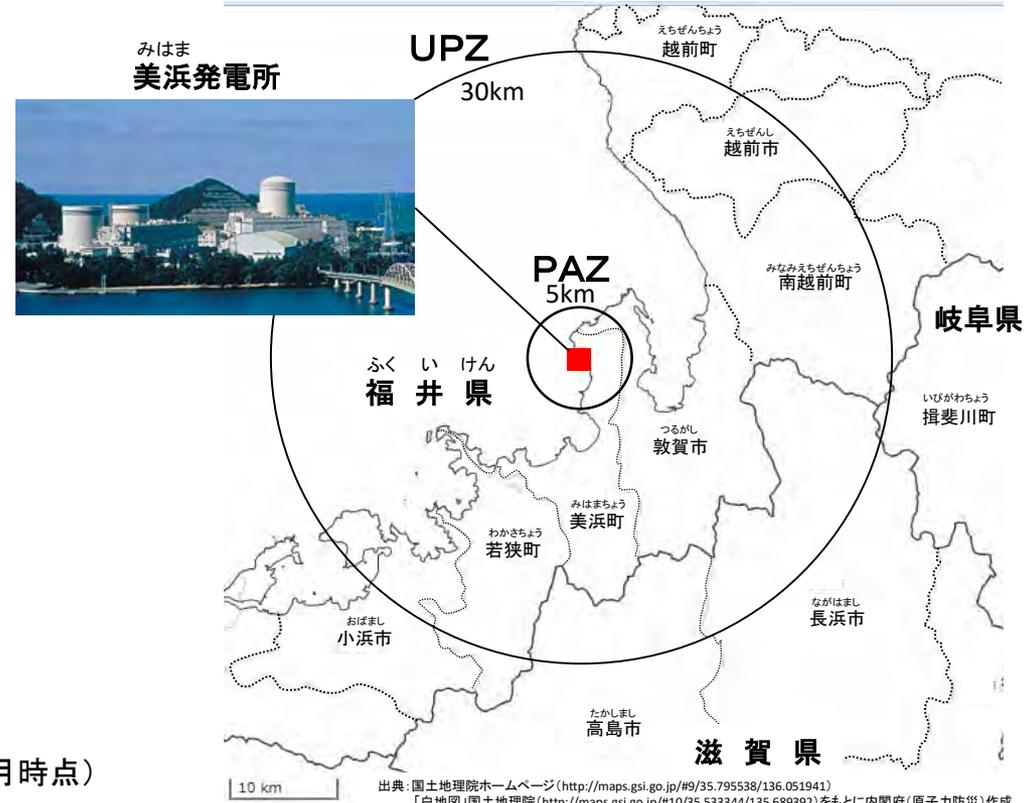
(1) 所在地
福井県三方郡美浜町丹生

(2) 概要

1号機：34.0万kW・PWR
2号機：50.0万kW・PWR
3号機：82.6万kW・PWR

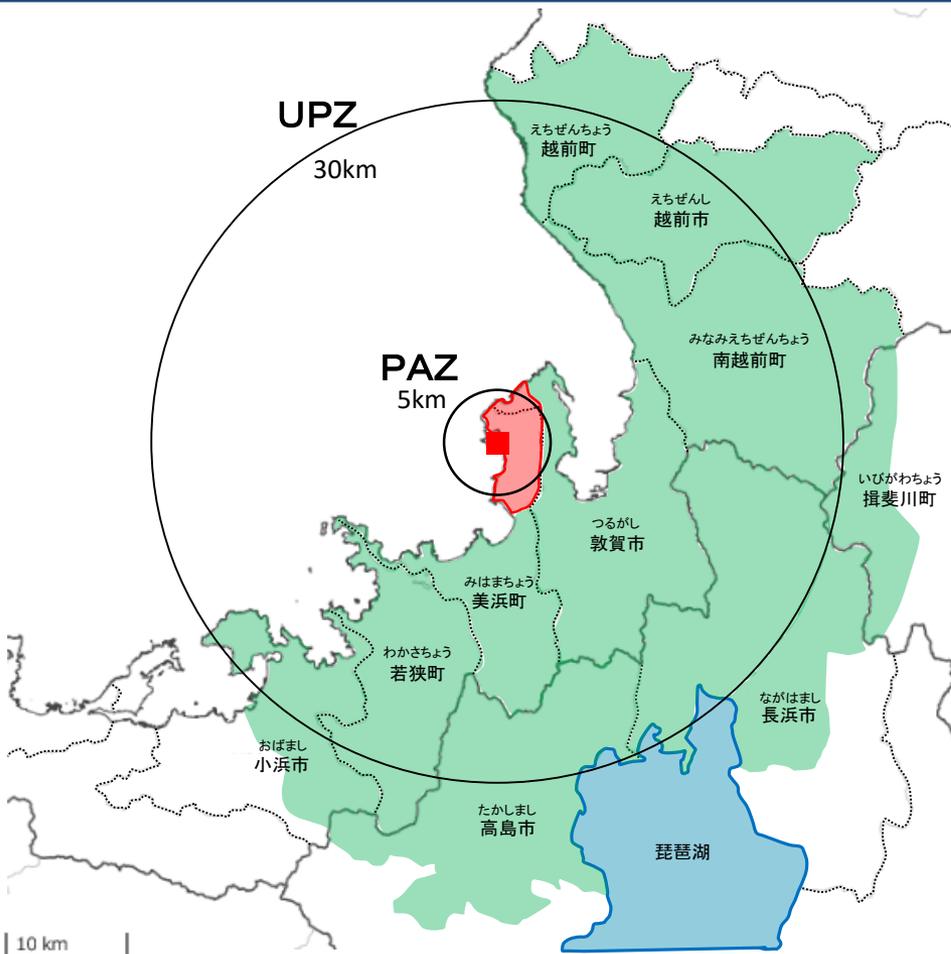
(3) 着工／運転開始／経過年数（令和2年4月時点）

1号機：昭和42年 8月／昭和45年11月／44年（平成27年4月をもって廃止）
2号機：昭和43年12月／昭和47年 7月／42年（平成27年4月をもって廃止）
3号機：昭和47年 7月／昭和51年12月／43年



原子力災害対策重点区域の概要

- 福井県地域防災計画、滋賀県地域防災計画及び岐阜県地域防災計画等では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ内、発電所より概ね5～30kmを目安とするUPZ内の対象地区名を明らかにしている。
- 美浜地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は福井県美浜町、敦賀市、UPZ内は福井県、滋賀県、岐阜県の5市5町にまたがる。



<概ね5km圏内>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域):
Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故を想定し、放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を実施する区域

1市1町(福井県:美浜町、敦賀市)

住民数: 848人

<概ね5～30km圏内>

UPZ(緊急防護措置を準備する区域):
Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や一時移転等を準備する区域

5市5町(福井県:美浜町、敦賀市、若狭町、小浜市、南越前町、越前市、越前町)

(滋賀県:長浜市、高島市)

(岐阜県:揖斐川町)

住民数: 278,044人

人口: 令和2年4月1日時点

➤ PAZ内人口は848人、UPZ内人口は278,044人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で278,892人。

関係市町名		PAZ		UPZ		合 計	
		(概ね5km圏内)		(概ね5～30km圏内)			
ふくいけん 福井県	みはまちよう 美浜町	787 人	330 世帯	8,537 人	3,342 世帯	9,324 人	3,672 世帯
	つるがし 敦賀市	61 人	20 世帯	65,060 人	28,866 世帯	65,121 人	28,886 世帯
	わかさちよう 若狭町			14,559 人	4,996 世帯	14,559 人	4,996 世帯
	おばまし 小浜市			24,877 人	10,380 世帯	24,877 人	10,380 世帯
	みなみえちぜんちよう 南越前町			10,407 人	3,419 世帯	10,407 人	3,419 世帯
	えちぜんし 越前市			82,363 人	30,829 世帯	82,363 人	30,829 世帯
	えちぜんちよう 越前町			21,218 人	7,267 世帯	21,218 人	7,267 世帯
小計		848 人	350 世帯	227,021 人	89,099 世帯	227,869 人	89,449 世帯
しがけん 滋賀県	ながはまし 長浜市			23,750 人	9,090 世帯	23,750 人	9,090 世帯
	たかしまし 高島市			27,224 人	11,774 世帯	27,224 人	11,774 世帯
小計		—	—	50,974 人	20,864 世帯	50,974 人	20,864 世帯
ぎふけん 岐阜県	いびがわちよう 揖斐川町			49 人	27 世帯	49 人	27 世帯
小計		—	—	49 人	27 世帯	49 人	27 世帯
合 計		848 人	350 世帯	278,044 人	109,990 世帯	278,892 人	110,340 世帯

昼間流入出入口（就労者等）の状況

- 平成27年国勢調査によれば、美浜町^{みはまちょう}及び敦賀市^{つるがし}全体での他市町村からの昼間流入人口は、8,010人／日。
- また、美浜町^{みはまちょう}及び敦賀市^{つるがし}による聞き取り調査によると、関西電力、もんじゅ関連企業などの79事業所、4,532人がPAZ内にて就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が所有するバスを通勤手段としている。

<昼間流入・流出入口>

	他地域からの流入人口(人)	他地域への流出人口(人)	差引増△減(人)
美浜町 ^{みはまちょう}	2,658	2,266	392
敦賀市 ^{つるがし}	5,352	4,713	639
合計	8,010	6,979	1,031

出典：平成27年国勢調査従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・就業状態等集計（総務省統計局）

<PAZ内の就労者数>

市町名	PAZ内対象地区	事業所数	従業員数(人)
美浜町 ^{みはまちょう} ※1	丹生 ^{にゅう}	49	3,474
	竹波 ^{たけなみ}	5	7
	菅浜 ^{すがはま}	8	21
	小計	62	3,502
敦賀市 ^{つるがし} ※2	白木1丁目 ^{しらき}	15	656
	白木2丁目 ^{しらき}	2	374
	小計	17	1,030
合計		79	4,532

※福井県の聞き取り調査によるもの（令和2年4月1日時点）

※1 美浜町（丹生地区、竹波地区、菅浜地区）における62事業所のうち41事業所が関西電力及びもんじゅ関連企業

※2 敦賀市（白木地区）における17事業所すべてが関西電力及びもんじゅ関連企業

3. 緊急事態における対応体制

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



PAZ内
~概ね5km

施設敷地緊急事態要避難者(※3)の
避難・屋内退避の準備開始

施設敷地緊急事態要避難者(※3)の
避難開始・屋内退避

住民の避難準備開始

住民の避難開始

安定ヨウ素剤の服用準備

安定ヨウ素剤の服用

UPZ内
概ね5km~
30km
(※4)

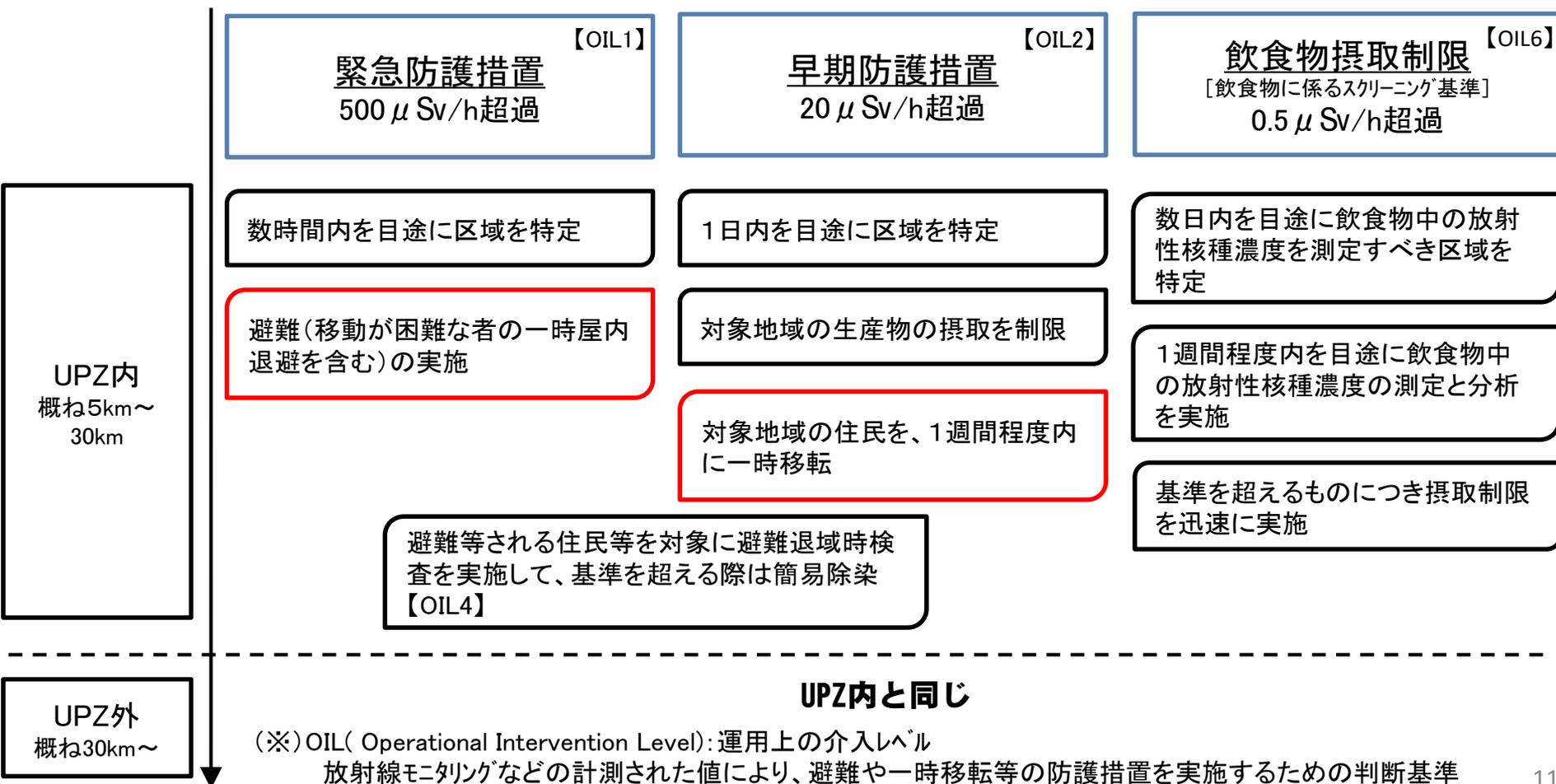
屋内退避の準備

屋内退避

UPZ外
概ね30km~
(※5)

- (※1) EAL(Emergency Action Level): 緊急時活動レベル
原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準
- (※2) (AL)=Alert (SE)=Site area Emergency (GE)=General Emergency
- (※3) ○要配慮者(災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの
○要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの
(ア) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの
(イ) (ア)のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの
- (※4) 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。
- (※5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日内を目途に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転の早期防護措置を講じる。



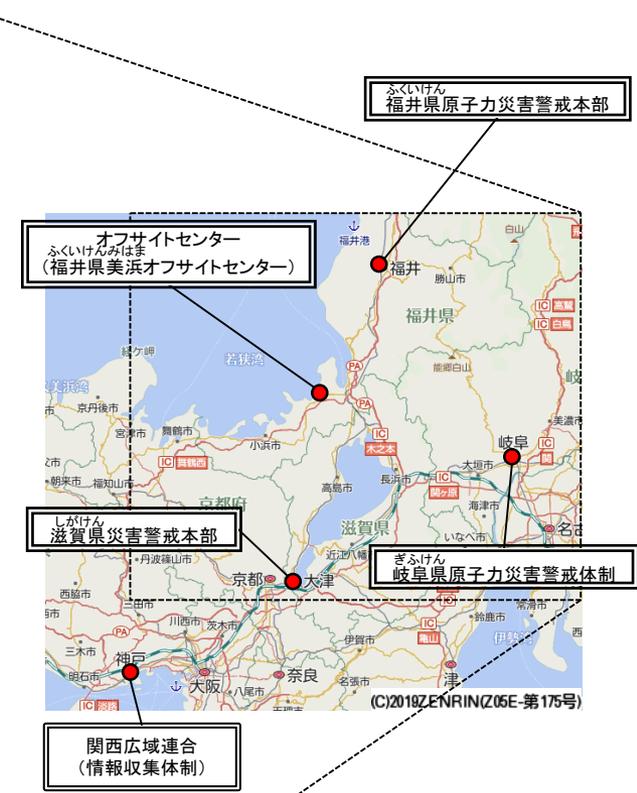
- 福井県及び関係市町は、警戒事態で原子力災害警戒本部等を設置。その後、事故の状況等に応じて災害対策本部を設置。
- 災害警戒本部等では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。
- 警戒事態に至らないような事故などが発生した場合においても、県は地域住民の安全を守る立場から、迅速に対応。

(例) 美浜発電所3号機2次系配管破損事故(H16.8.9)…県庁に美浜原子力発電所事故対策本部を設置、職員による立入調査を実施



滋賀県、長浜市及び高島市の対応体制

- 滋賀県、長浜市及び高島市は、警戒事態で災害警戒本部を設置。その後、事故の状況等に応じて災害対策本部を設置。
- 災害警戒本部では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供を実施。



岐阜県及び揖斐川町の対応体制

- 岐阜県及び揖斐川町は、警戒事態に該当する事象が発生した場合に、原子力災害警戒体制に移行。その後、事故の状況等に応じて原子力災害警戒本部、災害対策本部を設置。
- 原子力災害警戒体制では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、関係機関等に対する情報提供を実施。

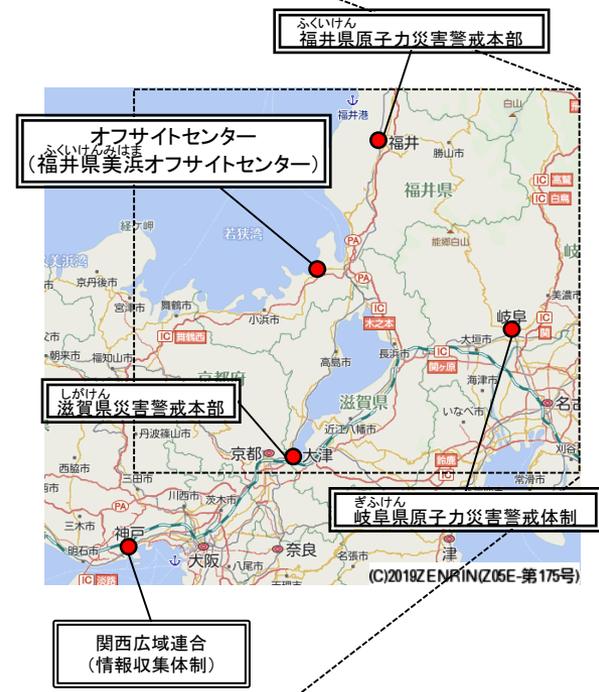


代替オフサイトセンター
ふくいけん
(福井県生活学習館)

代替オフサイトセンター
ふくいけんおおい
(福井県大飯オフサイトセンター)

揖斐川町原子力災害警戒体制

代替オフサイトセンター
ふくいけんたかはま
(福井県高浜オフサイトセンター)



ふくいけん
福井県原子力災害警戒本部

代替オフサイトセンター
ふくいけんみはま
(福井県美浜オフサイトセンター)

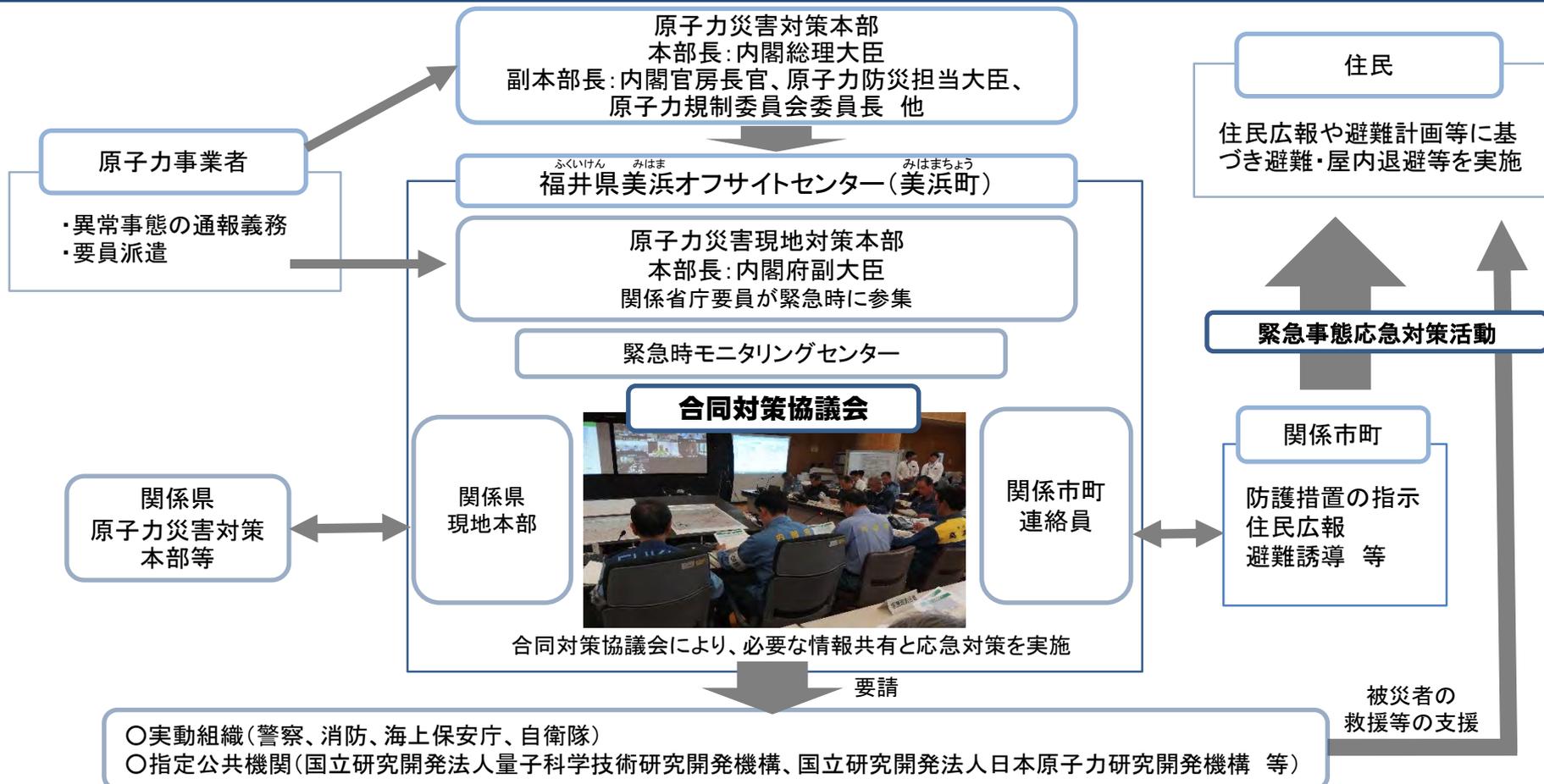
しがけん
滋賀県災害警戒本部

ぎふけん
岐阜県原子力災害警戒体制

関西広域連合
(情報収集体制)

国の対応体制

- 美浜町^{みはまちょう}において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合（警戒事態の前段階から）、原子力規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の職員が参集し、福井県美浜オフサイトセンター^{ふくいけん みはま}（OFC）及び原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）に原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- 警戒事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、現地への要員搬送や緊急時モニタリング^{モニタリング}の準備を開始。
- 施設敷地緊急事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員を現地オフサイトセンター等へ派遣。
- 全面緊急事態に至った場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、国・県・市町等のメンバーからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。



国の職員・資機材等の緊急搬送

- 施設敷地緊急事態発生の通報後、あらかじめ定められた100名程度の国の職員を福井県美浜オフサイトセンター及び各県庁等に派遣。併せて必要な資機材の緊急搬送を実施。
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。

<具体的な移動及び輸送支援のスキーム>

原子力規制委員会・内閣府
原子力事故合同対策本部

国の職員
必要な資機材

必要に応じ輸送支援を依頼

緊急輸送関係省庁
(警察庁、消防庁、国土交通省、
海上保安庁、防衛省)

輸送支援

オフサイト
センター等



オフサイトセンターへの派遣(警察、自衛隊による輸送支援の一例)
環境省・内閣府～入間基地～小松基地～毛の鼻グラウンド
～福井県美浜オフサイトセンター

オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策

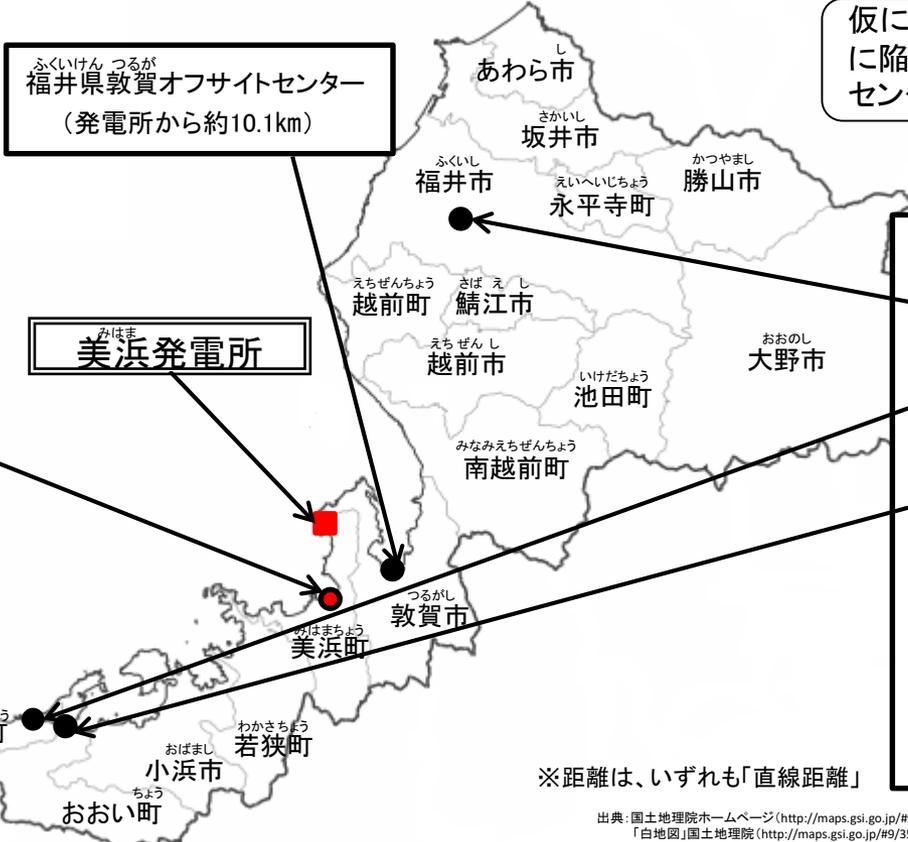
➤ 福井県美浜オフサイトセンターは、耐震構造、鉄骨鉄筋コンクリート造2階建ての構造になっている。

【放射線防護対策】

・福井県内の4箇所ふくいけんのオフサイトセンターにおいて、放射性物質除去フィルター・換気設備・除染設備を整備済み。

【電源対策】

・福井県内の4箇所ふくいけんのオフサイトセンターにおいて、無停電電源装置、自家用発電機を設置(7日間分の電源を確保)。
自家用発電機の燃料不足時には、電源車用電源受け口より関西電力が用意する発電車で継続して電源を確保。
・加えて、福井県は、福井県石油業協同組合と協定を締結しており、オフサイトセンターなど災害対策上重要な公的施設等に優先給油される仕組みを構築し、給油確保方策も確立。



仮にオフサイトセンターが機能不全に陥った場合でも、代替オフサイトセンターに移動し、対応可能。

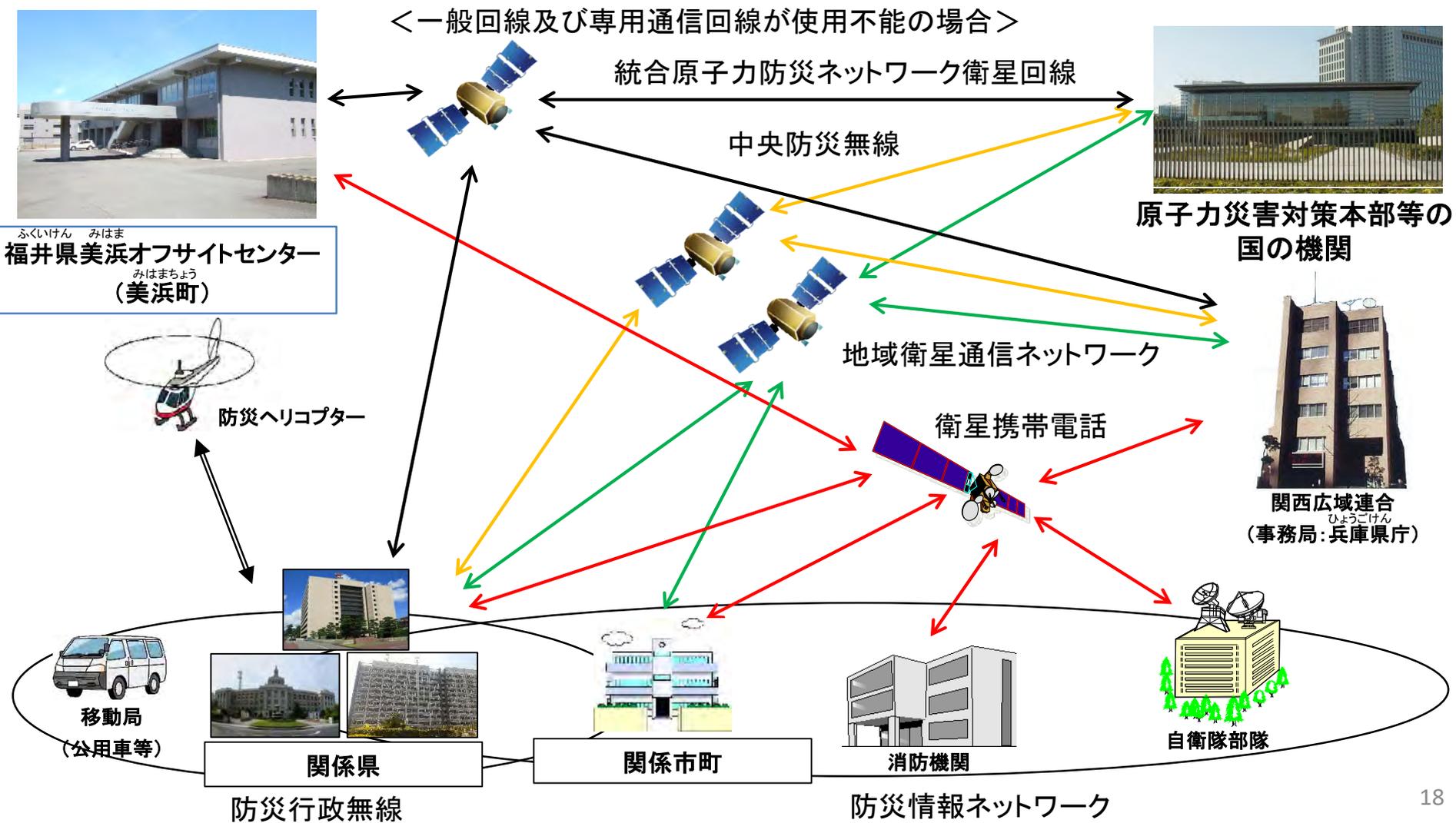
みはま
美浜発電所の代替オフサイトセンター

○福井県生活学習館
(発電所から約44.3km) *1
○福井県高浜オフサイトセンター*2
(発電所から約44.3km)
○福井県大飯オフサイトセンター*2
(発電所から約40.5km)

*1 非常用発電機を整備(3日間稼働)
*2 いずれも、福井県美浜オフサイトセンターと同等の放射線防護対策及び電源対策の整備を完了

出典：国土地理院ホームページ (<http://maps.gsi.go.jp/#9/35.808904/136.148071>)
「白地図」国土地理院 (<http://maps.gsi.go.jp/#9/35.808904/136.148071>) をもとに内閣府(原子力防災)作成

- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているテレビ会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話等を使用し、連絡体制を確保。



- 福井県及び滋賀県からの要請を受け、避難先自治体との受入調整や輸送手段の確保等を迅速かつ的確に実施するため、関係機関と必要な情報について円滑に共有できるよう関西広域連合(事務局:兵庫県庁)及び奈良県にもテレビ会議システムを配備。

関西広域連合
(事務局:兵庫県庁)



- ◆ 避難先の確保
- ◆ 避難の受入調整
- ◆ 輸送手段の確保

<情報共有のイメージ>

テレビ会議システム

- 知事同士の会議による避難の受入要請
- 避難者数等の情報共有
- 住民避難オペレーションの検討

福井県庁



滋賀県庁



- ◆ 受入れ調整の要請
- ◆ 避難者数等の情報の提供
- ◆ 輸送手段の調達の要請

奈良県庁



配備予定

石川県庁



大阪府庁



- ◆ 避難先の確保 ◆ 避難の受入調整



住民への情報伝達体制

- 防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、関係県及び関係市町に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係県及び関係市町は、防災行政無線、音声告知放送、緊急速報メールサービス、広報車、ホームページ等を活用し、住民へ情報を伝達。なお、福井県においては、外国人向けにSNS等で英語等により情報を伝達。

<関係県及び関係市町が整備する住民への主な情報伝達手段>



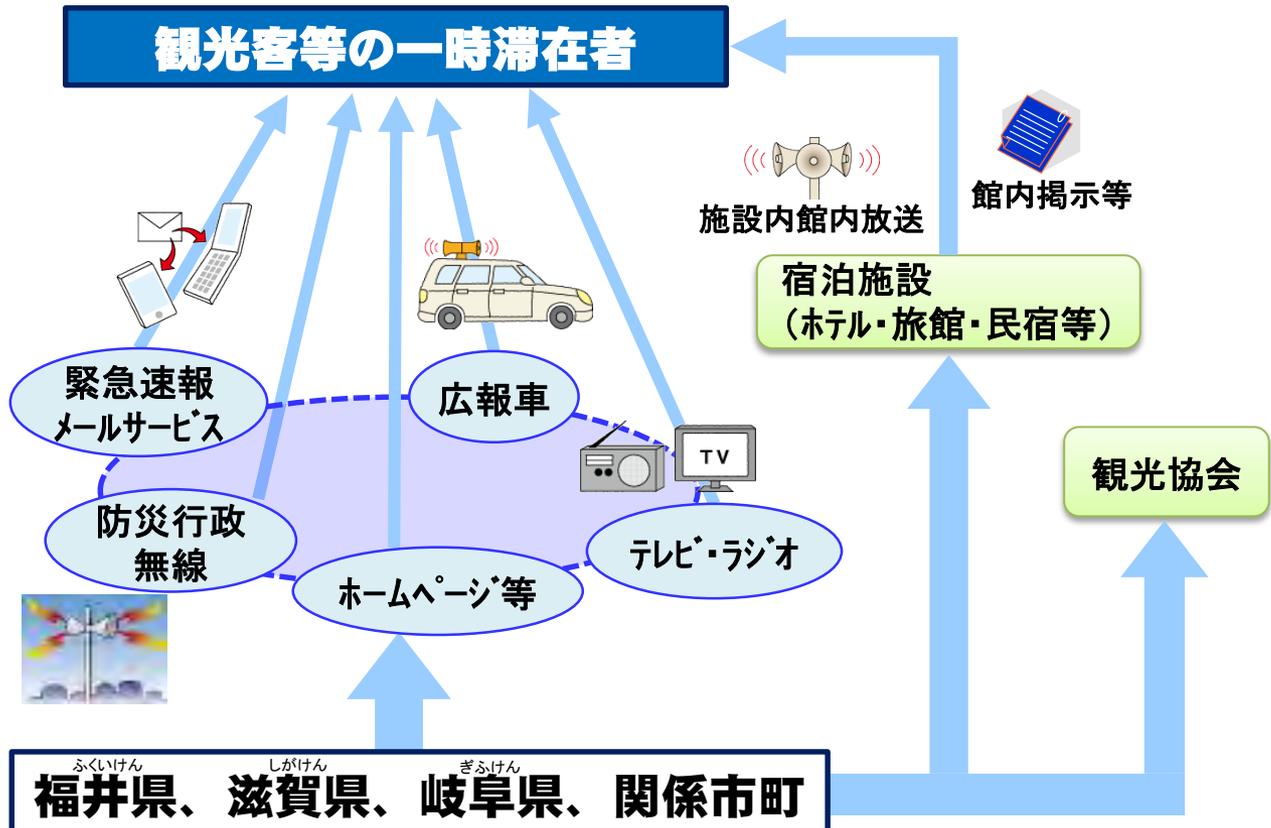
観光客等一時滞在者への情報伝達体制

- 関係県及び関係市町は、PAZ及びUPZ内の観光客等一時滞在者に対し、警戒事態の段階で、帰宅等の呼びかけを行う。
- なお、帰宅等の呼びかけは、関係県及び関係市町は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス等により観光客等一時滞在者に伝達（P20と同様）。
- その後、事態の進展に伴い、防護措置（避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等）が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、関係県及び関係市町に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供し、観光客等一時滞在者に伝達。

【緊急速報メールサービス】

受信メール(イメージ)

2020/4/1 午前9:00
緊急情報
(〇〇市・町)からのお知らせです。
先ほどの地震による影響について、美浜発電所の安全確認を行っています。現在、放射性物質の放出は確認されていませんが、今後、避難等を行っていただく可能性があります。観光客等一時滞在者の皆様は、速やかに自宅や宿泊先に戻ってください。住民の皆様も、現在のところ避難や屋内退避を行う必要はありません。県や市(町)からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。



国、関係県及び関係市町による住民相談窓口の設置

国における対応

- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を速やかに構築。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- 福井県美浜オフサイトセンターでは、関係県及び関係市町の問合せ対応を支援。

関係県及び関係市町における対応

- 関係県及び関係市町は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口（心身の健康相談）等を設置。

原子力事業者（関西電力）における対応

- 原子力事業者（関西電力）は、原子力災害発生時、直ちに本店内に相談窓口を設置し、住民からの問合せに対応。また、損害賠償請求への対応として、申出窓口を設置し、各種損害賠償の受付や請求者との協議等、適切に対応。

住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ①事故の発生日時及び概要 | ⑤住民等がとるべき行動 |
| ②事故の状況と今後の予測 | ⑥避難対象区域及び屋内退避区域 |
| ③原子力発電所における対応状況 | ⑦被災企業等への援助・助成措置 |
| ④行政機関の対応状況 | |

4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

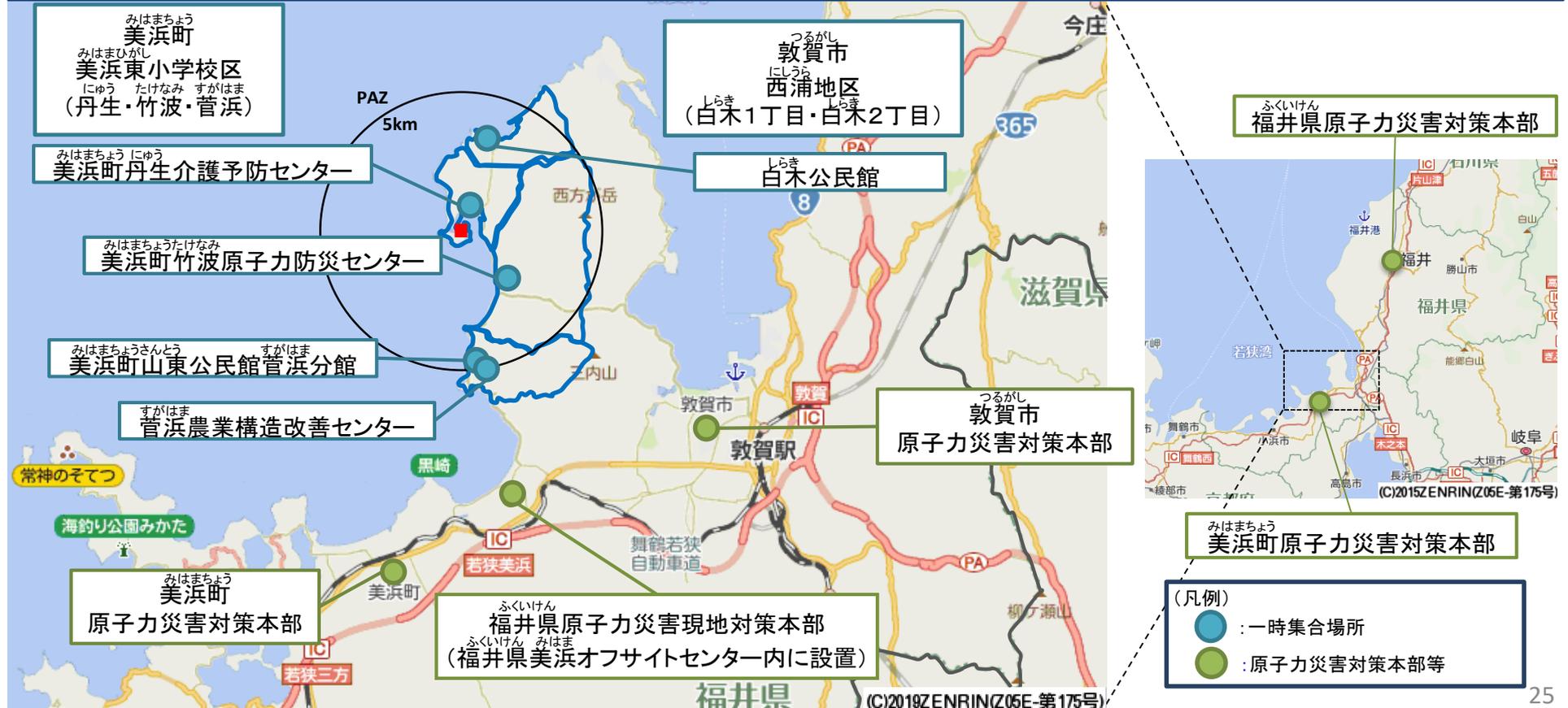
<対応のポイント>

1. 施設敷地緊急事態要避難者等[※]を対象とした避難等を実施すること。
2. PAZ内に小学校・保育所等、病院、社会福祉施設は所在しない。
3. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の放射線防護対策施設へ移送すること。
4. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、一時集合場所及び避難所の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

※ 施設敷地緊急事態要避難者（「在宅の避難行動要支援者」「観光客等一時滞在者」「妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児の保護者等」「安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもので早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの」）及び避難の実施により健康リスクが高まる者。

福井県、美浜町及び敦賀市における初動対応

- 福井県は、警戒事態が発生した段階で福井県庁に原子力災害警戒本部、福井県美浜オフサイトセンターに原子力災害現地警戒本部を設置。原子力災害警戒本部に67名、原子力災害現地警戒本部に24名が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で福井県庁に原子力災害対策本部を設置。
- 美浜町及び敦賀市は、警戒事態が発生した段階で町役場、市役所に原子力災害警戒本部等を設置し、市町の全職員を参集。また、福井県美浜オフサイトセンターに警戒連絡室を設置。施設敷地緊急事態で町役場、市役所に災害対策本部を設置。
- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、福井県、美浜町及び敦賀市は、避難用車両等の手配を開始するとともに、PAZ内の住民が避難のため集合する一時集合場所を5ヶ所(美浜町4ヶ所、敦賀市1ヶ所)開設し、美浜町及び敦賀市は各施設ごとに職員2名を派遣。また、避難車両乗車要員としてバス1台につき職員1名を派遣。
- 警戒事態において、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請があった場合、消防団によるPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者への避難準備広報を行う。



美浜町及び敦賀市における住民への情報伝達

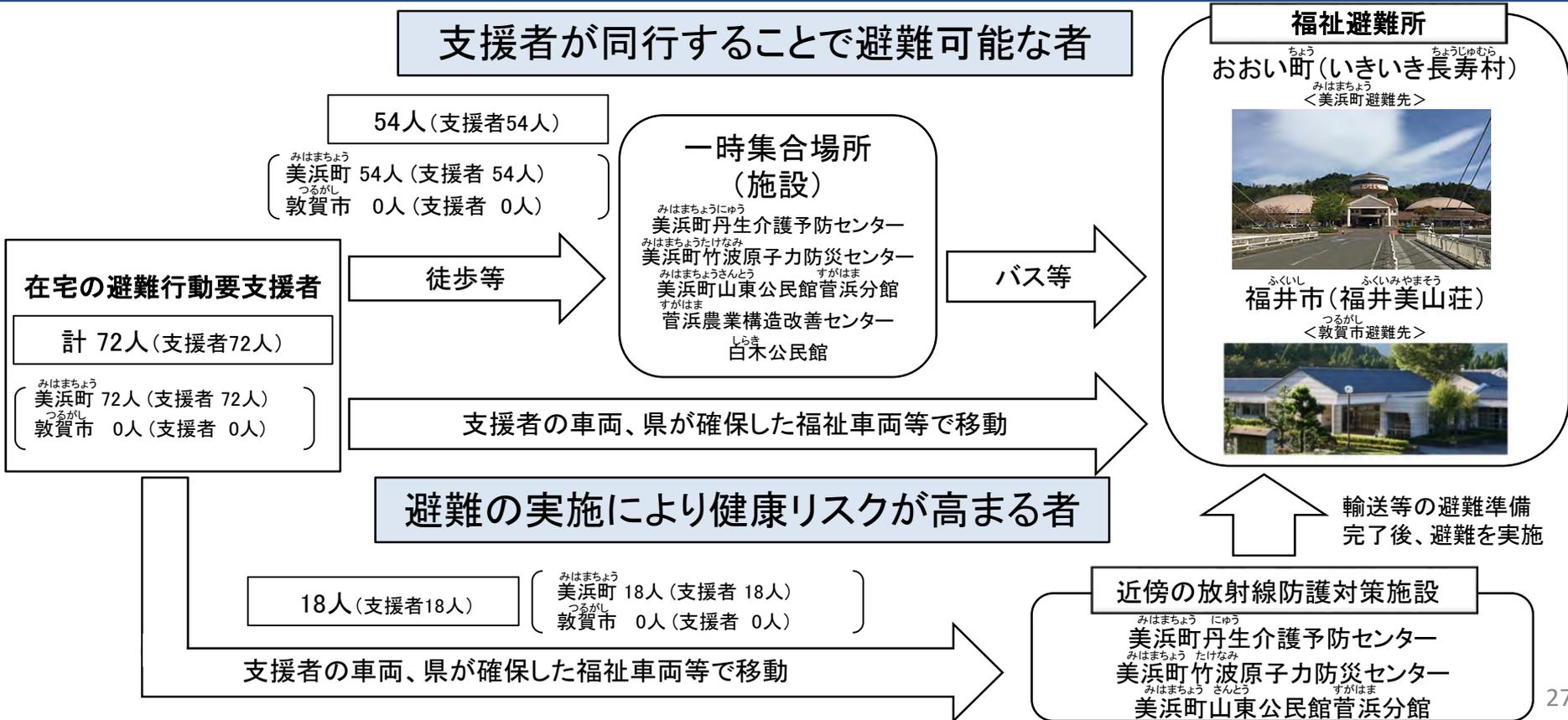
- PAZ内避難の対象となる地区内の一時集合場所を拠点に、地区単位のコミュニティを活用した情報伝達を実施。
- 一時集合場所へ派遣された市町の職員は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等により、美浜町及び敦賀市災害対策本部と情報を共有。各市町災害対策本部は、入手した情報を防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メールサービス及び広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 消防団は、住民の避難の状況等を確認し、一時集合場所に派遣された美浜町及び敦賀市の職員と避難者の状況や避難誘導體制等の情報を共有。
- 在宅の避難行動要支援者への情報伝達は各市町災害対策本部等から実施。必要に応じ、自治会長等と協力し、情報伝達を行う。



- 防災行政無線やケーブルテレビ放送、緊急速報メールサービス等を活用し住民へ情報を伝達。
- 戸別に受信可能な防災行政無線や音声告知放送を市内全戸に設置。
- 在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、各市町原子力災害対策本部が実施。

- 美浜町及び敦賀市災害対策本部・一時集合施設（一時集合場所）間の情報共有は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等で実施。

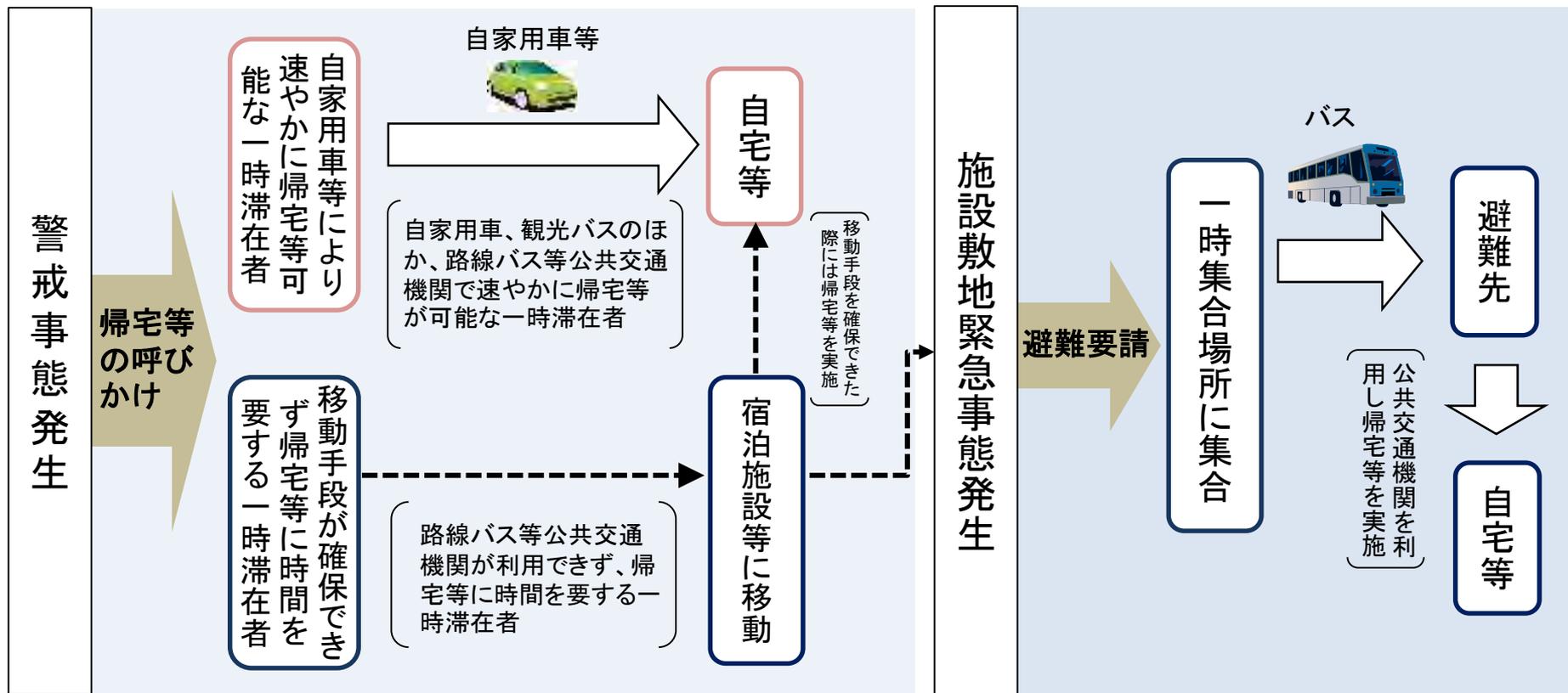
- 美浜町及び敦賀市では、在宅の避難行動要支援者72人全ての者について、あらかじめ避難先を決めてあり、要支援者台帳を整理の上、家族、近隣住民等の協力を得て、避難時の支援者がいることを確認。緊急時に万が一、支援者が対応することができないような場合には、関係市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により対応。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者等の車両又はバス等で避難先へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は県が確保した福祉車両等で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。安全に避難できる準備が整うまで、放射線防護対策施設内に屋内退避。
- なお、避難行動要支援者のバス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。



PAZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- 福井県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等に移動し、施設敷地緊急事態の段階で避難を実施。避難の際には、徒歩等により一時集合場所に集まり、福井県や関係市町が確保した車両により避難を実施。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>



➤ PAZ内の観光施設における日間入場見込み人数は約1,600人程度、民間企業(従業員30人以上)は存在しない。*

※美浜発電所・もんじゅ関連企業を除く。

<PAZ内の観光施設の状況>

地区名	施設	入場見込人数(人)	
美浜町	美浜原子力PRセンター	358	※1
	シーパーク丹生	32	
	エネルギー環境教育体験館きいぱす	1,177	※2
		計 1,567人	
敦賀市	西浦地区	—	※3
			0人

約1,600人 ※4

※1 入場ピーク時(5月)の入場者数を基に算定

※2 美浜町商工観光課調べ

※3 敦賀市観光協会調べ

※4 入場者の9割以上が自家用車を利用

<PAZ内の民間企業(従業員30名以上)の状況>

美浜町丹生地区・竹波地区・菅浜地区及び敦賀市西浦地区(白木1丁目、白木2丁目)に、発電所関連以外で従業員30人以上の規模の事業所なし。

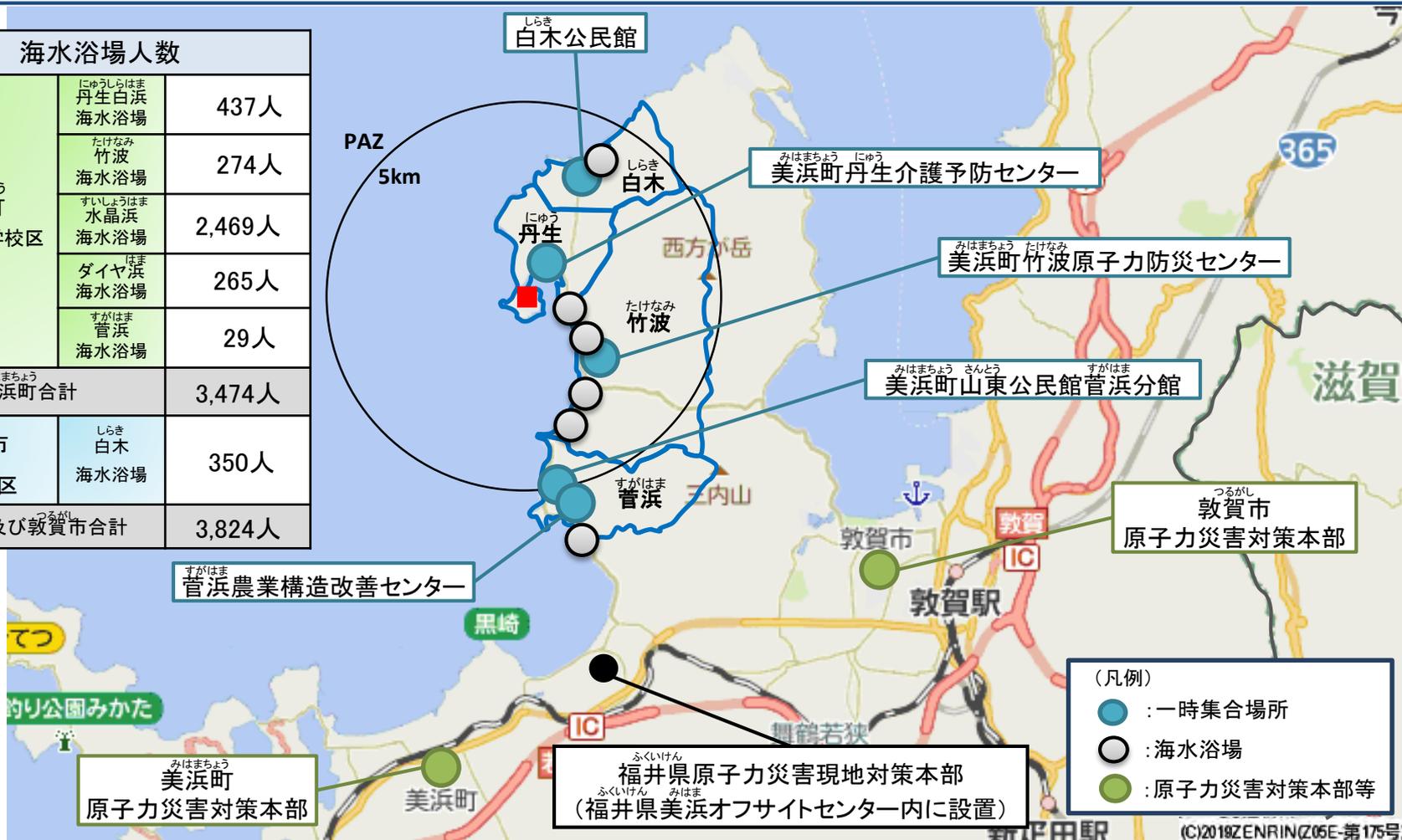
※ 30人未満の民間企業の従業員については、通勤に使用する自家用車、バスで避難。

※ 市町による聞き取り調査結果。

PAZ内の海水浴場及び入場者の数

- 美浜町・敦賀市ではPAZ内に海水浴場が6ヶ所あり、平成30年度シーズンの1日あたりの最大入込客数は約3,900人。
- 海水浴客の交通手段は、対象となる海水浴場周辺の駐車場利用率によると全体の9割以上が自家用車利用で、貸切バス及び公共交通機関の利用は1割に満たない。(平成30年度観光客入込調査美浜町・敦賀市)

海水浴場人数		
みはまちょう 美浜町 みはまひがし 美浜東小学校区	にゅうしらま 丹生白浜 海水浴場	437人
	たけなみ 竹波 海水浴場	274人
	すいしょうはま 水晶浜 海水浴場	2,469人
	ダイヤ 浜 海水浴場	265人
	すがはま 菅浜 海水浴場	29人
みはまちょう 美浜町合計		3,474人
つるがし 敦賀市 にしうら 西浦地区	しらき 白木 海水浴場	350人
みはまちょう 美浜町及びつるがし 敦賀市合計		3,824人



(凡例)
 ● : 一時集合場所
 ○ : 海水浴場
 ● : 原子力災害対策本部等

み はまちよう
➤ 美浜町において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数730人(うち支援者数72人を含む)について、バス18台、福祉車両12台(ストレッチャー仕様6台、車椅子仕様6台)。

	想定対象人数	必要車両台数※1			備考
		バス※2	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※3 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	該当施設なし				
医療機関・社会福祉施設の入所者の避難	該当施設なし				
在宅の避難行動要支援者の避難	108人 (要支援者54人 +支援者54人)	4台 (要支援者54人 +支援者54人)	0台	0台	支援者等の車両での避難によりその分必要台数は減少。【P27参照】
避難の実施により健康リスクが高まる在宅の避難行動要支援者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送※4	36人 (要支援者18人 +支援者18人)	0台	6台 (要支援者6人 +支援者6人)	6台 (要支援者12人 +支援者12人)	・放射線防護対策施設に輸送。 ・支援者等の車両での避難によりその分必要台数は減少。【P27参照】
妊婦・授乳婦・乳幼児・乳幼児の保護者等及び安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもので早期の避難等の防護措置の実施が必要なものの避難	76人	2台	0台	0台	「乳幼児の保護者」には乳幼児がいる世帯人数を計上。
観光施設から避難する一時滞在者	160人 (1,600人×0.1)	4台	0台	0台	バス1台当たり45人程度の乗車を想定。1日あたりの観光客数約1,600人のうち、9割以上が自家用車で訪問している(『平成30年度観光客入込調査美浜町』)ことを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。【P29参照】
海水浴場から避難する一時滞在者	350人 (3,500人×0.1)	8台	0台	0台	バス1台当たり45人程度の乗車を想定。1日あたりの海水浴客約3,500人のうち、9割以上が自家用車で訪問している(『平成30年度観光客入込調査美浜町』)ことを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。【P30参照】
合計	730人	18台	6台	6台	

※1 数字は現段階で美浜町が把握している暫定値。
 ※2 バスは1台当たり45人程度の乗車を想定。
 ※3 福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台当たり1人、福祉車両(車椅子仕様)は1台当たり2人の避難行動要支援者を搬送することを想定。
 ※4 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、安全に避難できる準備が整うまで、放射線防護対策施設内に屋内退避(放射線防護対策施設から避難する場合には、別途車両の確保が必要)。

- 施設敷地緊急事態発生時には、在宅の避難行動要支援者の避難等のために、福井県嶺南地方のバス会社が保有する車両のほか、美浜町内の医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会や関西電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備考
		バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		18台	6台	6台	
(B) 確保車両台数		計18台	計6台	計6台	
確保先	みはまちょう ・美浜町 ・社会福祉施設、社会福祉協議会 (美浜町)	—	5台	6台	保有車両台数 福祉車両(ストレッチャー) 5台 福祉車両(車椅子) 7台
	バス会社(福井県嶺南地方)	11台	—	—	保有車両台数 バス 193台
	関西電力	7台	1台	0台	保有車両台数 バス 11台 福祉車両(ストレッチャー・車椅子 兼用) 21台 福祉車両(車椅子) 11台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施。

- つるがし
➤ 敦賀市において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数49人(うち支援者数0人)について、バス2台、福祉車両0台。

	想定対象人数	必要車両台数※1			備考
		バス※2	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※3 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難		該当施設なし			
医療機関・社会福祉施設の入所者の避難		該当施設なし			
在宅の避難行動要支援者の避難		該当者なし			
避難の実施により健康リスクが高まる在宅の避難行動要支援者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送		該当者なし			
妊婦・授乳婦・乳幼児・乳幼児の保護者等及び安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもので早期の避難等の防護措置の実施が必要なものの避難	14人	1台	0台	0台	「乳幼児の保護者」には乳幼児がいる世帯人数を計上。
海水浴場から避難する一時滞在者	35人 (350人 ×0.1)	1台	—	—	バス1台当たり45人程度の乗車を想定。1日あたりの海水浴客数約350人のうち、9割以上が自家用車で訪問している(『平成30年度観光客入込調査敦賀市』)ことを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。【P30参照】
合計	49人	2台	0台	0台	

※1 数字は現段階で敦賀市が把握している暫定値。

※2 バスは1台当たり45人程度の乗車を想定。

※3 福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台当たり1人、福祉車両(車椅子仕様)は1台当たり2人の避難行動要支援者を搬送することを想定。

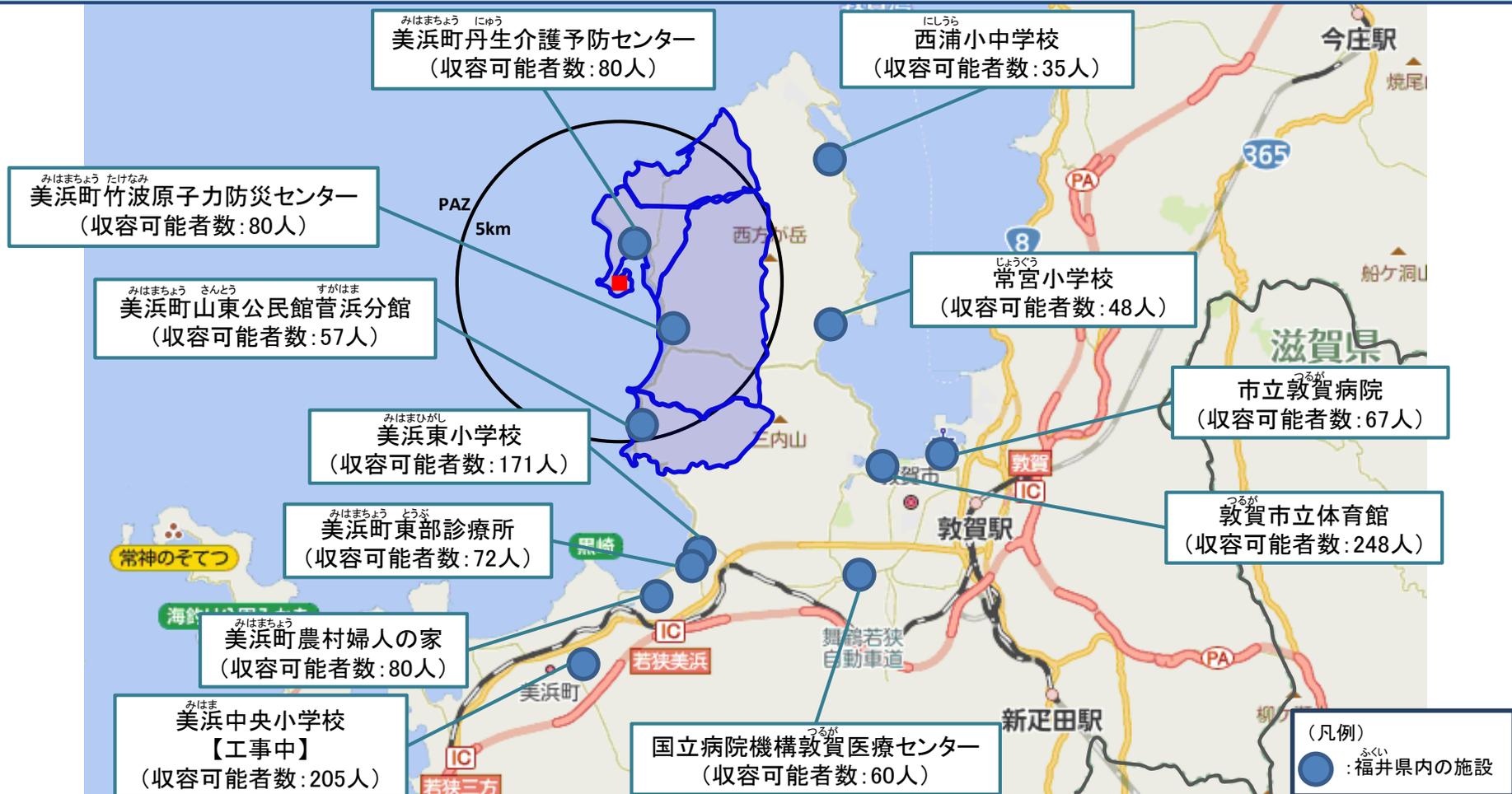
- 施設敷地緊急事態発生時には、在宅の避難行動要支援者の避難等のために、関西電力が保有する車両のほか、敦賀市内の医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会が配備する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備考
		バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		2台	—	—	
(B) 確保車両台数		計2台	—	—	
確保先	バス会社 <small>ふくいけん れいなん</small> (福井県嶺南地方)	0台	—	—	保有車両台数 バス 193台
	関西電力	2台	—	—	保有車両台数 バス 11台 福祉車両(ストレッチャー・車椅子 兼用) 21台 福祉車両(車椅子) 11台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施。

避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応

- 避難の実施により健康リスクが高まる者については、輸送等の避難準備が整うまで、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護対策施設(工事中の施設を除き合計11施設)で屋内退避。
- これらの11施設では、PAZ内の在宅の避難行動要支援者等を最大合計約1,000人(工事中施設を除く)を収容可能。
- また、これら11施設では、屋内退避者のための3~7日分を目安に食料及び生活物資等を備蓄。
- さらに、屋内退避中に食料等が不足するような場合には、関西電力が供給。



※ 一部の放射線防護対策施設は万一集落が孤立した場合にも活用

自然災害等により道路等が通行不能な場合の復旧策

- 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路等が、自然災害等により使用出来ない場合は、PAZの福井県美浜町、敦賀市は、代替経路を設定するとともに、道路管理者等は復旧作業を実施。
- また、UPZの福井県・滋賀県・岐阜県及び関係市町においても同様に、避難経路が自然災害等により使用出来ない場合には、代替経路を設定するとともに、道路管理者等は復旧作業を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。

＜直轄国道＞

国土交通省近畿地方整備局が応急復旧作業を実施

＜舞鶴若狭自動車道＞

高速道路会社(NEXCO)が応急復旧作業を実施

＜福井県の管理道路＞

福井県原子力災害対策本部が応急復旧作業を実施

＜滋賀県の管理道路＞

滋賀県災害対策本部が応急復旧作業を実施

福井県原子力災害対策本部

岐阜県災害対策本部

＜岐阜県の管理道路＞
岐阜県災害対策本部において応急復旧作業を実施

滋賀県災害対策本部

- 災害発生時には、各管理道路のパトロールを実施し、被害の状況等を把握
- 道路の被害状況を踏まえ、国、県、高速道路会社がそれぞれ建設業協会等と締結している協定等をもとに、応急復旧工事を実施

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。



- 福井県は国土交通省近畿地方整備局や関係機関等との協議を踏まえ、道路雪対策基本計画を定め、短期間の集中降雪による局地的大雪の発生等に柔軟に対応できる体制を整備。
- 福井県は県内外へのアクセス路線となる高速道路ICと主要国道を結ぶ路線や原子力発電所と国道27号を結ぶ幹線道路等を最重点除雪路線と定め、除雪を重点的に実施するとともに、緊急時には民間除雪機械を最大限まで増強し、避難経路の除雪を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。

除雪機械(例)



除雪機械の配備台数		平成31年4月時点	うち、美浜町、敦賀市管内
国(近畿地方整備局)	※福井県内の配備数	72台	—
福井県		259台	35台
関係市町	美浜町、敦賀市、若狭町、小浜市、南越前町、越前市、越前町	383台	36台
高速道路会社(NEXCO)※1		70台	—
民間		1,569台	188台



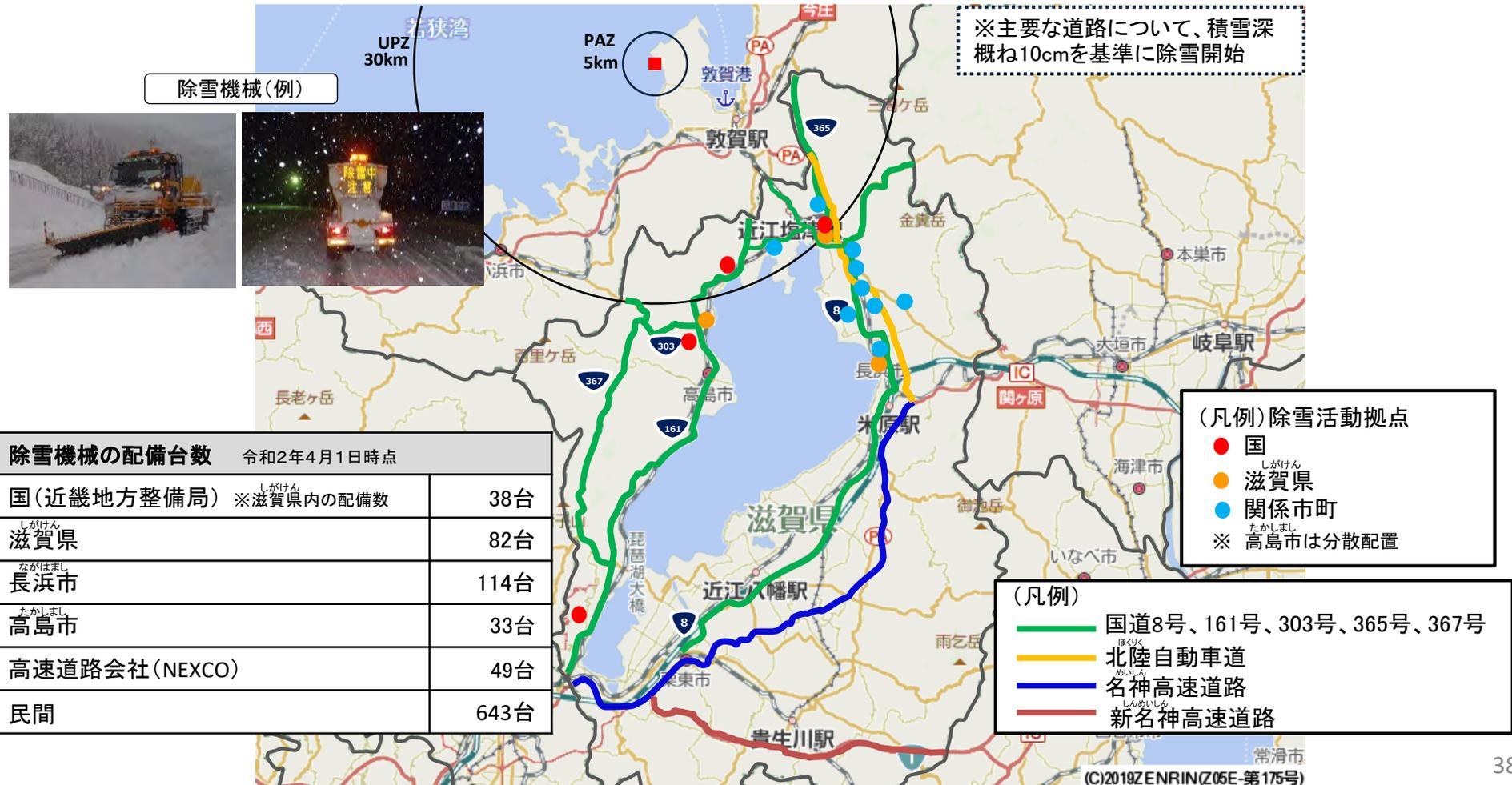
・最重点除雪路線として積雪深5cmを基準に除雪開始
 ・その他主要な道路については、積雪深10cmを基準に除雪開始

(凡例) 除雪活動拠点
 ● 国、NEXCO
 ● 福井県
 ● 関係市町

(凡例)
 — 最重点除雪路線
 — 国道27号、8号、161号
 — 舞鶴若狭自動車道
 — 北陸自動車道

※1 NEXCO中日本敦賀保全サービスセンター、福井保全サービスセンターの保有台数。なお、舞鶴若狭自動車道の小浜IC以西はNEXCO西日本の管轄。

- 滋賀県は、冬季の円滑な道路交通を確保するため、毎年「道路除雪計画」を定め、これに基づき迅速かつ適切な雪寒対策の実施に努める。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



- 岐阜県及び揖斐川町は毎年度除雪計画を定め、住民生活の安定及び経済活動に不可欠な道路をあらかじめ除雪路線にしておき、路面上の積雪深は概ね10cmの時には除雪を実施。雪氷対策要領に基づき、迅速かつ適切な雪氷作業(除雪、凍結防止等の対策)を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省中部地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



豪雪時における除雪体制

- 原子力災害時に限らず、豪雪時における除雪計画、広報計画の調整等を目的とし、以下の措置を実施。
- 道路管理者、警察、気象台、利用者団体等から構成される情報連絡本部を、福井県においては近畿地方整備局福井河川国道事務所、滋賀県においては近畿地方整備局滋賀国道事務所、岐阜県においては中部地方整備局岐阜国道事務所に設置し、情報を一元化。
- 道路管理者は、集中的な大雪時に備えて、他の道路管理者をはじめ、地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎に、タイムラインを策定。なお、策定に当たっては、降雪予測が大きく影響を与えることを踏まえ、冬型の気圧配置により日本海側で数日間の降雪が予測される場合には、降雪予測を3日先まで拡充し、タイムラインを策定。
- 国道8号と北陸自動車道を繋ぐアクセス道路（金津インター線、丸岡インター線、鯖江インター線、武生インター線）について国や高速道路会社による除雪支援する協力体制を新たに構築。

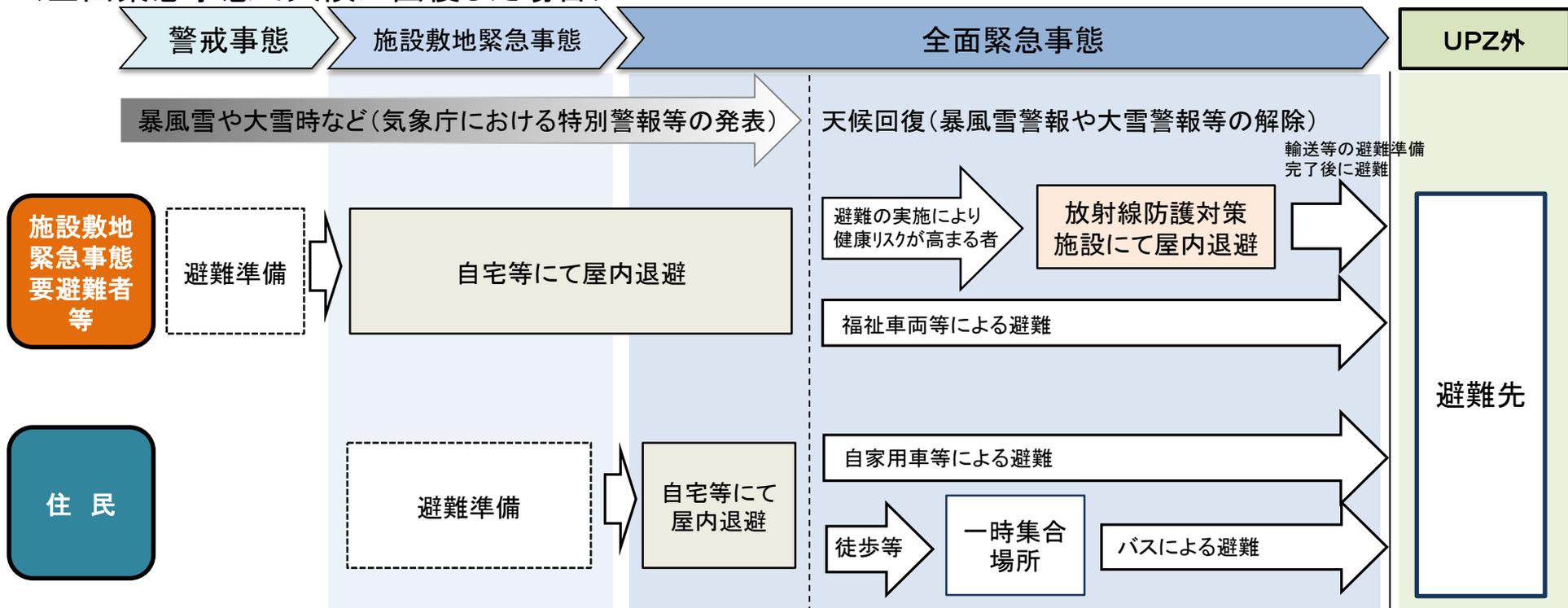
＜福井県における情報連絡本部（例）＞



暴風雪や大雪時などにおけるPAZ内の防護措置

- 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発表された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者等及び住民は、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。また、避難の実施により健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護対策施設で屋内退避を実施。
- なお、全面緊急事態となった段階で天候が回復するなどし、避難を実施する際には、国及び関係県等は、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。

＜全面緊急事態で天候が回復した場合＞



※ 台風等に伴う大雨により、市町から土砂災害や洪水等に係る避難勧告等が発令された場合には、該当地域の住民は、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施。

5. PAZ内の全面緊急事態 における対応

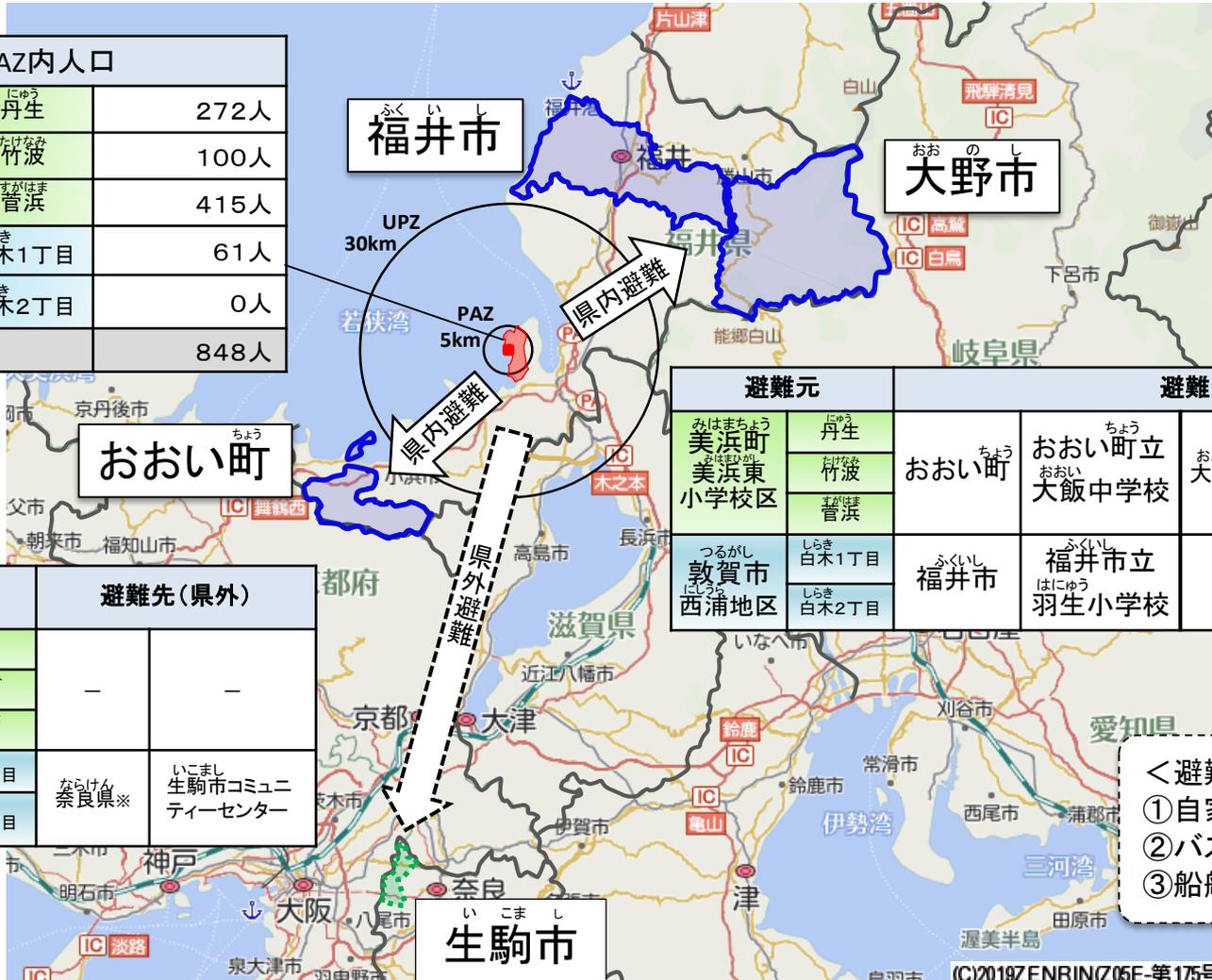
＜対応のポイント＞

1. 自家用車による避難ができない住民については、移動手段(バス等)を確保し、避難を開始すること。
2. 避難先施設の受入れ体制を整えること。
3. 安定ヨウ素剤の服用等を指示すること。また、安定ヨウ素剤を持っていない者(紛失等)に、緊急配布すること。

美浜町及び敦賀市におけるPAZ内の住民の避難先

- 美浜町美浜東小学校区(丹生・竹波・菅浜地区)の住民の避難については県内に2か所、敦賀市西浦地区(白木1丁目、白木2丁目)の住民の避難については、福井県内及び県外において避難先を確保。
- 両地区における避難先については、普段から避難計画に関する広報や訓練等を通じて住民に周知。

PAZ内人口		
美浜町 美浜東 小学校区	丹生	272人
	竹波	100人
	菅浜	415人
敦賀市 西浦地区	白木1丁目	61人
	白木2丁目	0人
合計		848人



避難元		避難先(県内)			
美浜町 美浜東 小学校区	丹生	おおい町	おおい町立 大飯中学校	おおい市※	富田公民館
	竹波				大野市立富田小学校
	菅浜				大野市立尚徳中学校
敦賀市 西浦地区	白木1丁目	福井市	福井市立 羽生小学校	-	-
	白木2丁目				-

避難元		避難先(県外)	
美浜町 美浜東 小学校区	丹生	-	-
	竹波	-	-
	菅浜	-	-
敦賀市 西浦地区	白木1丁目	奈良県※	いごまし 生駒市コミュニ ティーセンター
	白木2丁目	-	-

※福井市に避難できない場合の避難先。

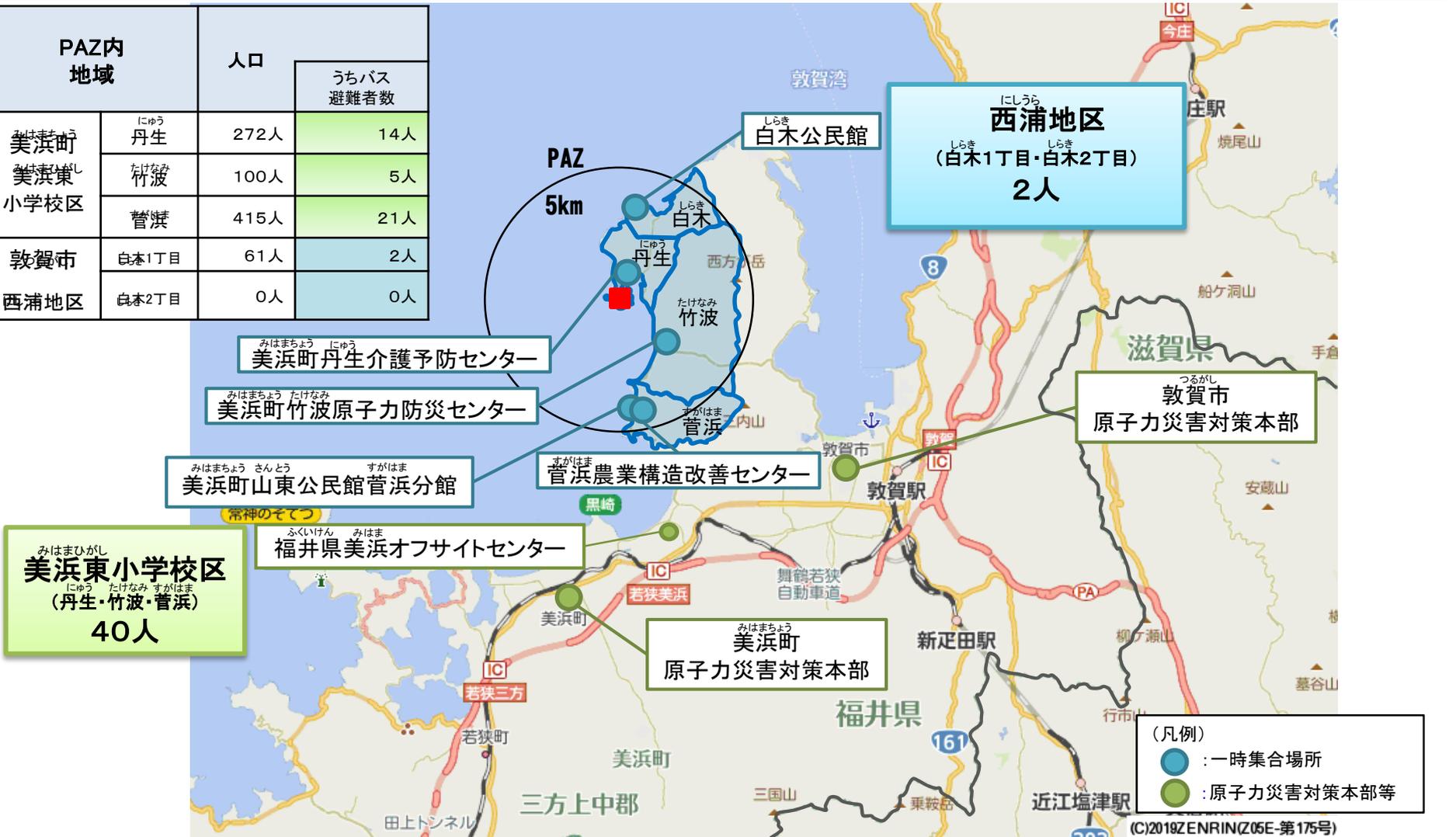
※おおい町に避難できない場合の避難先。

- <避難方法>
- ①自家用車
 - ②バス等の車両による避難
 - ③船舶、ヘリ等による避難

PAZ内における自家用車で避難できない住民の数

➤ 美浜町、敦賀市による調査の結果、両地区における自家用車で避難できない住民は全848人のうち、42人。

PAZ内地域		人口	うちバス避難者数
美浜町 美浜東小学校区	丹生	272人	14人
	竹波	100人	5人
	菅浜	415人	21人
敦賀市 西浦地区	白木1丁目	61人	2人
	白木2丁目	0人	0人



美浜東小学校区
(丹生・竹波・菅浜)
40人

西浦地区
(白木1丁目・白木2丁目)
2人

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。45

- 美浜町において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民、約40人分、バス1台。
- 全面緊急事態発生時には、関西電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転者については、福井県バス協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

みはまちょう
＜美浜町において全面緊急事態で必要となる輸送能力＞

	想定対象人数 ※1	必要車両台数	備考
自家用車で避難ができない住民	40人	1台	バス1台当たり45人程度の乗車を想定。【P45参照】

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

みはまちょう
＜美浜町における全面緊急事態での輸送能力の確保＞

		確保車両台数	備考
		バス	
(A) 必要車両台数		1台	
(B) 確保車両台数		1台	
確保先	関西電力	1台	保有車両台数 バス11台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

- 敦賀市において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民約2人分、バス1台。
- 全面緊急事態発生時には、関西電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転者については、福井県バス協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

＜敦賀市において全面緊急事態で必要となる輸送能力＞

	想定対象人数	必要車両台数	備考
自家用車で避難ができない住民	2人	1台	バス1台当たり45人程度の乗車を想定。【P45参照】

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

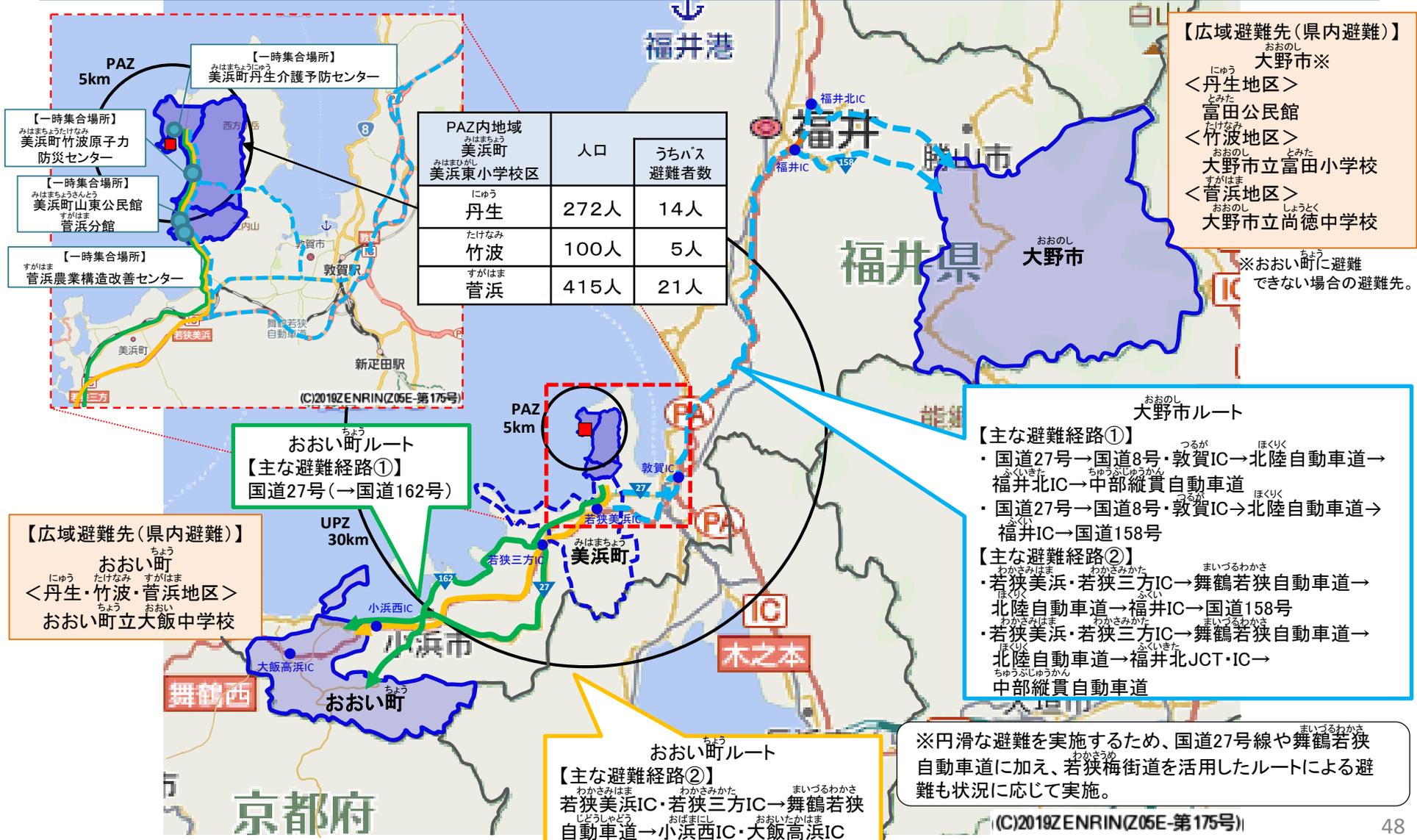
＜敦賀市における全面緊急事態での輸送能力の確保＞

		確保車両台数	備考
		バス	
(A)必要車両台数		1台	
(B)確保車両台数		1台	
確保先	関西電力	1台	保有車両台数 バス11台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施。

美浜町におけるPAZ内から避難先施設までの主な経路

- 地域毎にあらかじめ県内避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で一時集合場所に集まり、福井県等が配車した車両で避難先まで避難を実施。



敦賀市におけるPAZ内から避難先施設までの主な経路

- 地域毎にあらかじめ県内及び県外避難先への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で一時集合場所に集まり、福井県等が配車した車両で避難先まで避難を実施。



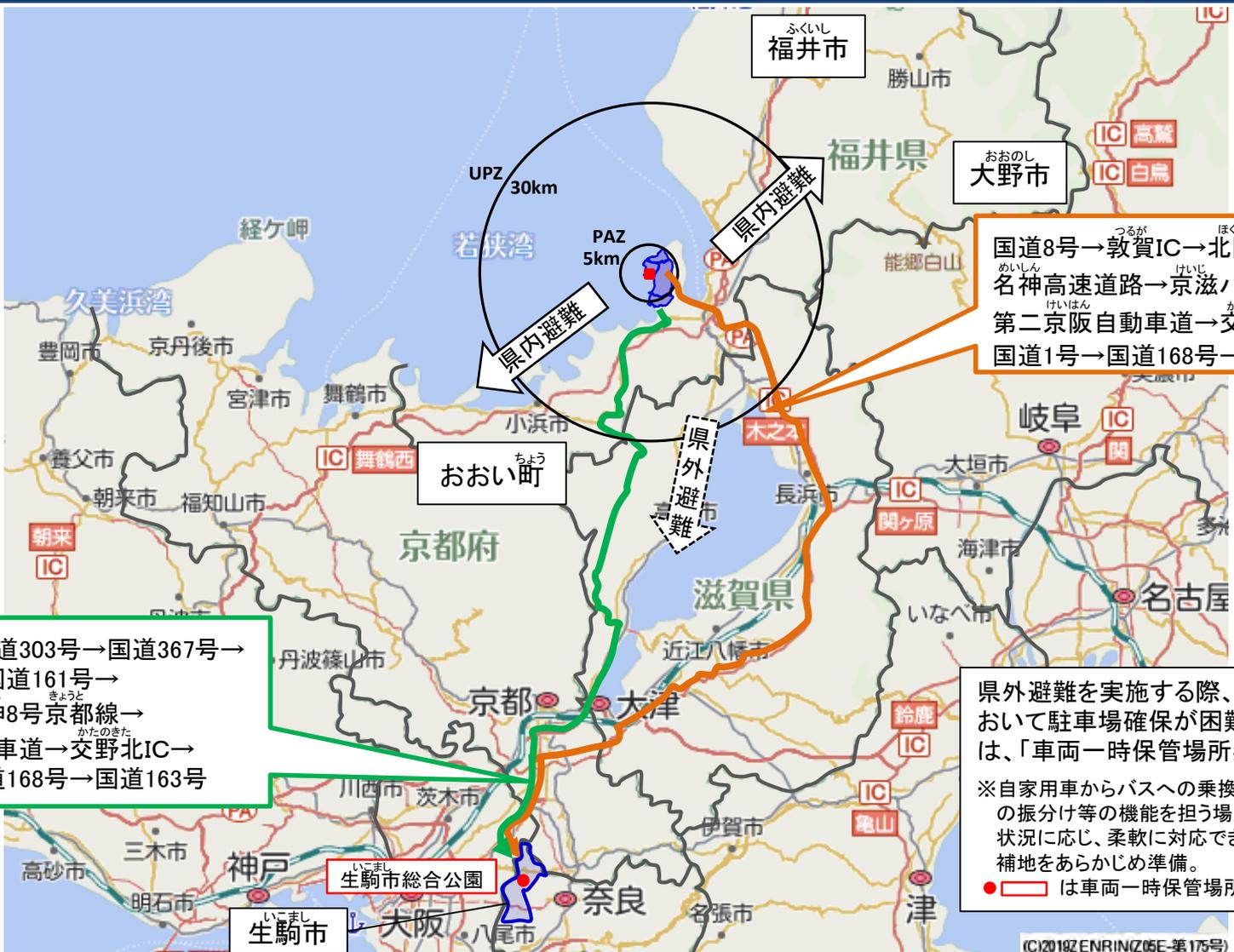
PAZ内 地域	人口	うちバス 避難者数
敦賀市 西浦地区 白木1丁目	61人	2人
敦賀市 西浦地区 白木2丁目	0人	0人

広域避難先(県外避難)
奈良県生駒市※
生駒市コミュニティーセンター

【主要避難経路⑤】
国道27号→国道303号→国道367号→国道477号→
国道161号→国道1号→阪神8号京都線→第二京阪
自動車道→交野北IC下車→国道1号→国道168号

PAZ内から県外避難先施設までの広域避難経路

- あらかじめ定められている県外避難先への経路設定は、災害状況等に応じ柔軟に対応。
- 敦賀市の県外避難先への経路について、想定される経路を記載。



国道8号→敦賀IC→北陸自動車道→
名神高速道路→京滋バイパス→
第二京阪自動車道→交野北IC→
国道1号→国道168号→国道163号

国道27号→国道303号→国道367号→
国道477号→国道161号→
国道1号→阪神8号京都線→
第二京阪自動車道→交野北IC→
国道1号→国道168号→国道163号

県外避難を実施する際、避難先施設において駐車場確保が困難な場合には、「車両一時保管場所※」を設置する。
※自家用車からバスへの乗換、避難先施設への振り分け等の機能を担う場所として、災害の状況に応じ、柔軟に対応できるように複数の候補地をあらかじめ準備。
● □ は車両一時保管場所候補地を示す。

避難を円滑に行うための対応策

- PAZ及びUPZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、ヘリからの映像伝送により道路渋滞を把握し、関係県・関係市町及び県警察による避難車両の誘導や、主要交差点等における交通整理・規制、「道路情報板」等を活用した広報等の交通対策を行う。

美浜地域における交通対策

1. 道路渋滞把握対策

ヘリテレ伝送システムを活用し、道路渋滞の把握を実施。

2. 交通誘導対策

主要交差点等における県・市町職員や県警察職員等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施。

3. 交通広報対策

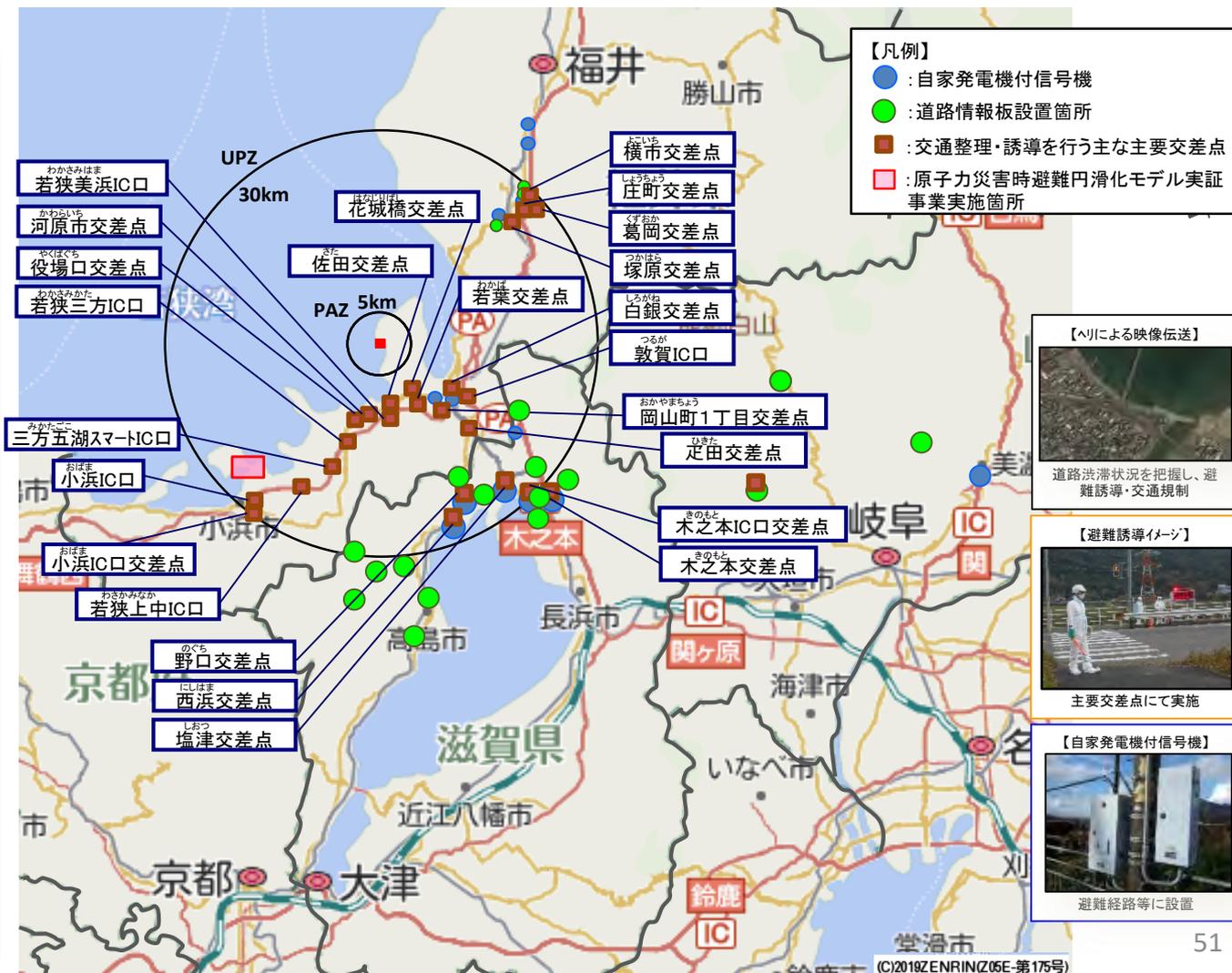
- 道路管理者が管理する「道路情報板」及び県警察が管理する「交通情報板」を活用した広報
- 日本道路交通情報センター(JARTIC)が行うラジオ放送、交通情報提供システム(AMIS)を利用したカーナビへの情報提供による広報
- 県配備の「避難誘導・交通規制用LED表示装置」による広報 等

4. 交通規制対策

- 混雑発生交差点における信号機操作、混雑エリアでの交通整理・誘導・規制等による円滑な交通流の確保。
- 信号機の滅灯等の事態が発生した場合は、自家発電機等による応急復旧、警察官による交通規制等により対応。
- 一元的な交通規制が必要になった場合は、オフサイトセンターにおいて、国、自治体、実動組織等の関係者による協議の場を設け、道路管理者等からの道路等の被災状況等の情報も踏まえつつ、対処。

5. その他の避難の円滑化対策

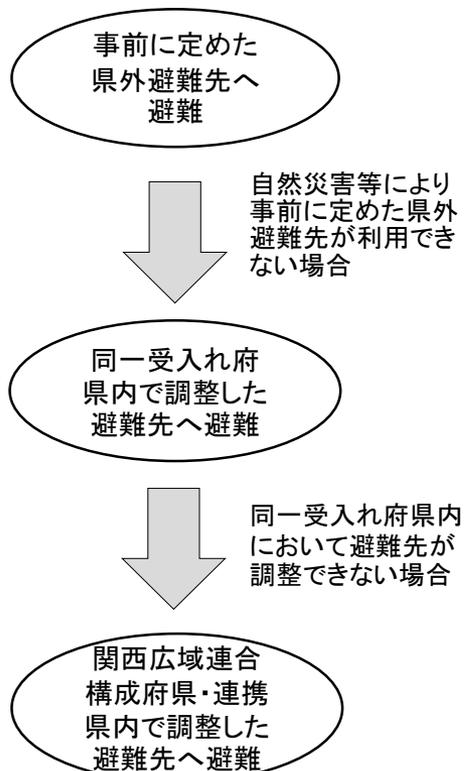
- 避難経路上の改善を行う等の原子力災害時避難円滑化モデル実証事業の成果を活用し、原子力災害時における住民等の避難をより円滑に実施。



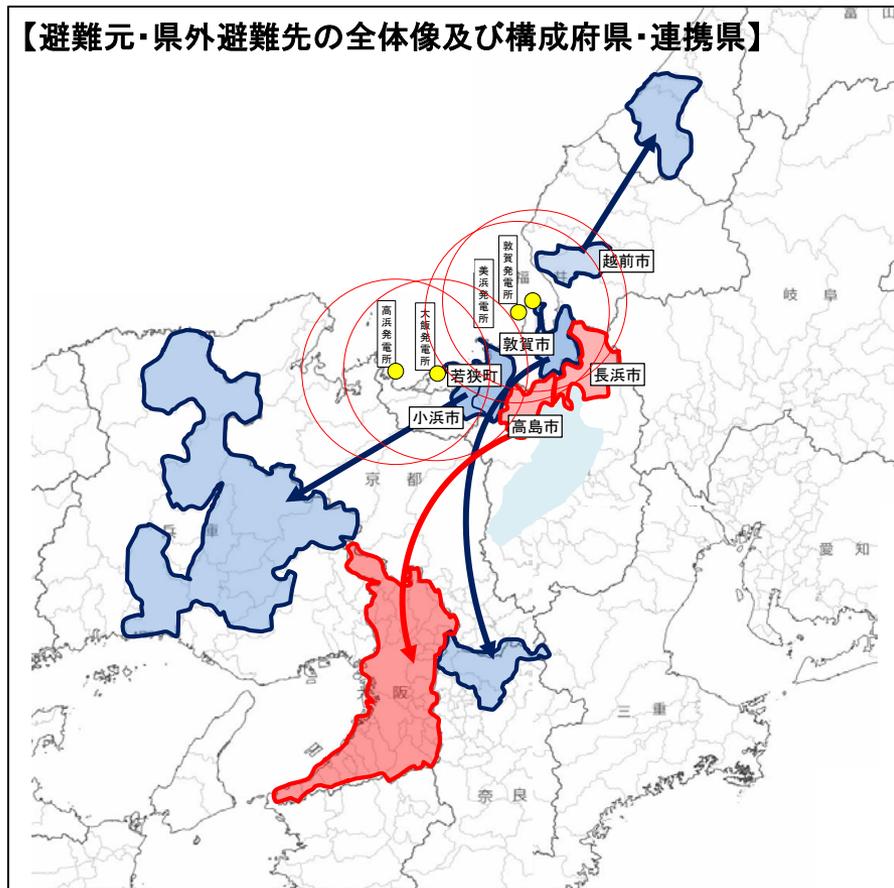
自然災害等により避難先が被災した場合の避難先の多重確保

- 自然災害等により、避難先施設が利用できなくなった場合に備え、福井県及び滋賀県では県内に加え、県外においても避難先をあらかじめ確保済み。
- さらに、県外避難先が、被災等のやむを得ない事情により事前に定めた人数の受け入れができない場合には、同一受入れ府県内において、避難先の調整を行う。
- また、避難先府県において、受け入れの一部又は全部ができない場合には、関西広域連合等に対し、その受け入れができない部分についての受け入れの調整を要請する。
- 関西広域連合は、受け入れの要請を受けた場合には、構成府県・連携県に受入可能人数・施設等を照会し、避難元県その他の構成府県・連携県と調整の上、避難先の確保を行う。

【県外避難先の多重確保】



【避難元・県外避難先の全体像及び構成府県・連携県】



関西広域連合の構成府県・連携県	
構成府県	連携県
<small>しがけん</small> 滋賀県※ <small>きょうとふ</small> 京都府※ <small>おおさかふ</small> 大阪府 <small>ひょうごけん</small> 兵庫県 <small>ならけん</small> 奈良県 <small>わかやまけん</small> 和歌山県 <small>とくしまけん</small> 徳島県	<small>ふくいけん</small> 福井県※ <small>みえけん</small> 三重県 鳥取県

※滋賀県、京都府、福井県は他県の避難先としては想定しない。

